

資料編

資料 1 下諏訪町の概況

1. 町の沿革

町の発祥は古く、旧石器・縄文時代にさかのぼることができ、多くの遺跡から土器や狩猟用の^{やじり}鏃などが出土しています。また、和田峠は石器に用いられる黒曜石の産地として、石器時代から重要な位置を占めていました。和田峠産の黒曜石は青森県の三内丸山遺跡をはじめ、国内の広範囲で発見されています。

弥生時代になると、出雲の国から^{たけみなかたのみこと}建御名方命が稲作の技術を携えて入り、諏訪湖のほとりに稲作、漁労の文化が栄えたといわれています。

醍醐天皇（10世紀初め）の頃に作られた^{わみょうしやう}和名抄によると、信濃国諏訪郡名の中に、「^{とむのごう}土武郷」という地名があり、これが現在の「下諏訪町」と考えられています。

鎌倉時代には、諏訪神社の^{おおほうり}大祝、金刺盛澄・手塚太郎光盛兄弟が木曾義仲や鎌倉幕府に仕え、また鎌倉五山建長寺の住職一山一寧が慈雲寺を開山し、御射山祭に全国の武将が集まるなど政治的・文化的にも信濃の中心として発展しました。

戦国時代には武田信玄とのかかわりも深く、その当時の史跡、文化が現在でも偲ばれます。

江戸時代になると、再び諏訪氏の治めるところとなり、中山道、甲州街道が合流する交通の要衝で、中山道随一の温泉宿場町として賑わい、また全国に一万余の分社、末社を持つ諏訪神社の総本社として栄えました。

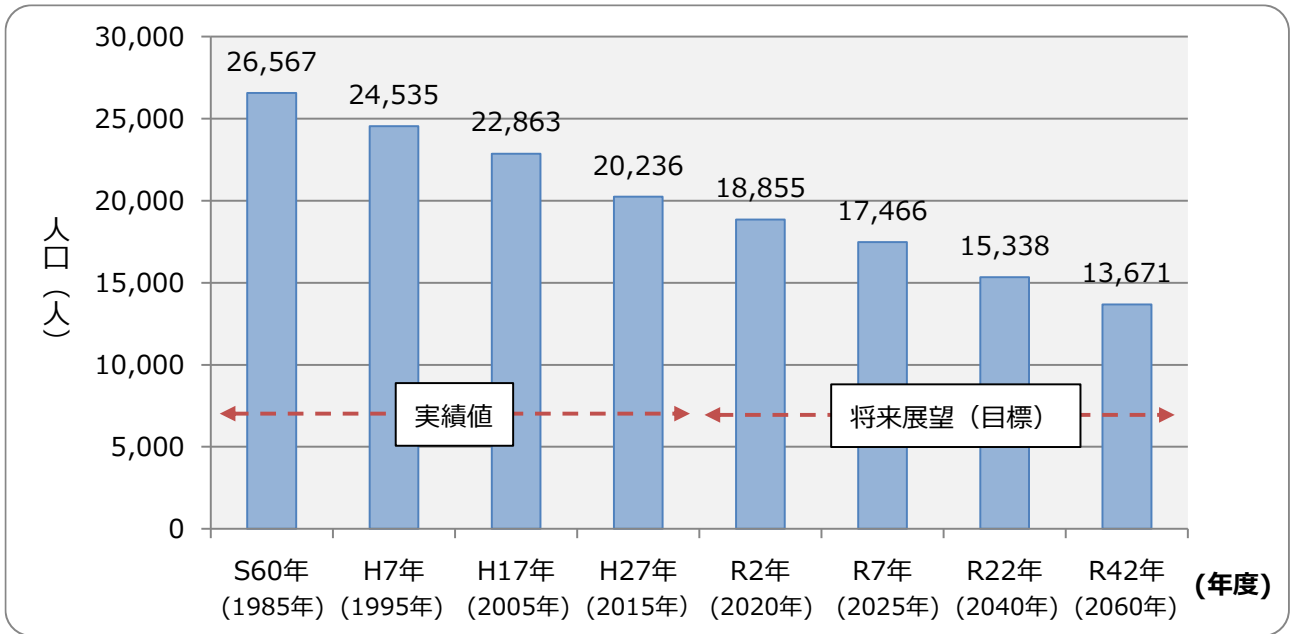
明治7年（1874年）に7か村が合併し下諏訪村となり、明治9年（1876年）に筑摩県が廃止されて長野県の所管に入り、明治26年（1893年）6月30日に町制を布いて「下諏訪町」と改称されました。

大正を経て、昭和33年（1958年）には岡谷市の一部、東町（編入後は社東町）と東山田が編入されました。以来比較的順調に人口は伸びを示してきましたが、昭和50年代（1975年頃）からやや減少の傾向にあります。

昭和58年（1983年）には諏訪湖の面積分割があり、現在の「下諏訪町」となっています。平成30年には町制施行125年を迎えました。

2. 人口

町の人口は昭和60年度（1985年度）をピークに減少を続けています。町の様々な施策と人口対策の効果が十分実現することで人口の減少を最小限に抑え、令和42年度（2060年度）に13,600人とすることを目指しています。



出典：「下諏訪町人口ビジョン（令和2年度改訂版）」（令和2年（2020年） 下諏訪町）

人口の将来展望

3. 位置・地勢

町は、長野県のほぼ中央に位置し、海拔 763m、面積は 66.87km² です。南は諏訪湖に面し、北はニッ山、三峰山、和田峠、鷲ヶ峰があり、流れ下る砥川、承知川等の河川の扇状地に発達した町で、西に岡谷市、東に諏訪市、さらに北は松本市・長和町に接しています。

諏訪地方・市町村別面積等

市町村	面積 ^{出典1} (km ²)	海拔 (m)	人口 ^{出典2} (人)
下諏訪町	66.87	763	18,926
岡谷市	85.10	779	47,753
諏訪市	109.17	761	48,462
茅野市	266.59	801	55,137
富士見町	144.76	977	13,845
原 村	43.26	1,012	7,727

注) 人口は令和2年（2020年）10月現在

出典1：「諏訪地方統計要覧(令和元年度版)」(諏訪地方統計事務連絡会議)

出典2：「毎月人口異動調査」(長野県)

4. 気候

町は海拔 763m と標高が高く、そのため年平均気温は 11.4℃と低いです。月ごとの平均気温をみると、8 月の平均気温は 24.4℃と過ごしやすい一方、1 月の平均気温は 0℃を下回る寒冷な気候です。

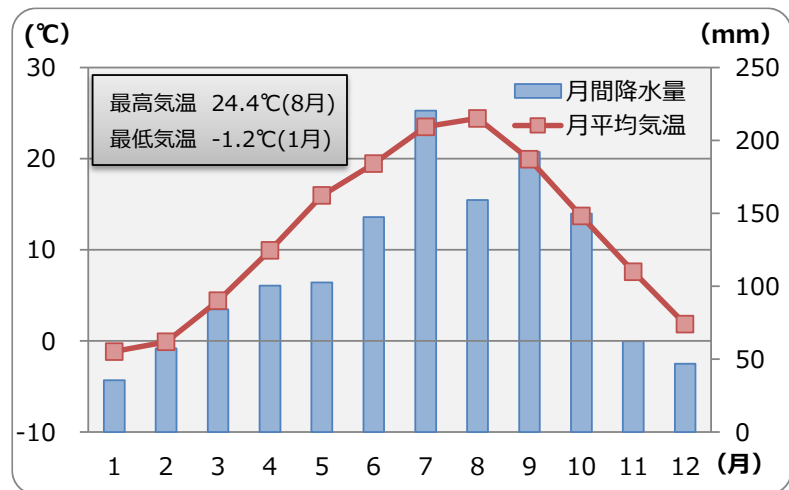
町には、一日のうちで最も高い気温と最も低い気温との差、及び 8 月の平均気温と 1 月の平均気温との差が大きい、年降水量が少ない、日照時間が長いという特徴があります。

町の気象状況

年降水量	1,294mm
平均気温	11.4℃
平均湿度	72.2%
日照時間	2,164 時間
最深積雪	17cm

注) 諏訪特別地域気象観測所
 平年値 (1991~2020)

出典：気象庁アメダスデータ



注) 諏訪特別地域気象観測所：2011 年~2020 年の平均値

出典：気象庁 HP「過去の気象データ検索」

月間降水量と月平均気温

5. 土地利用

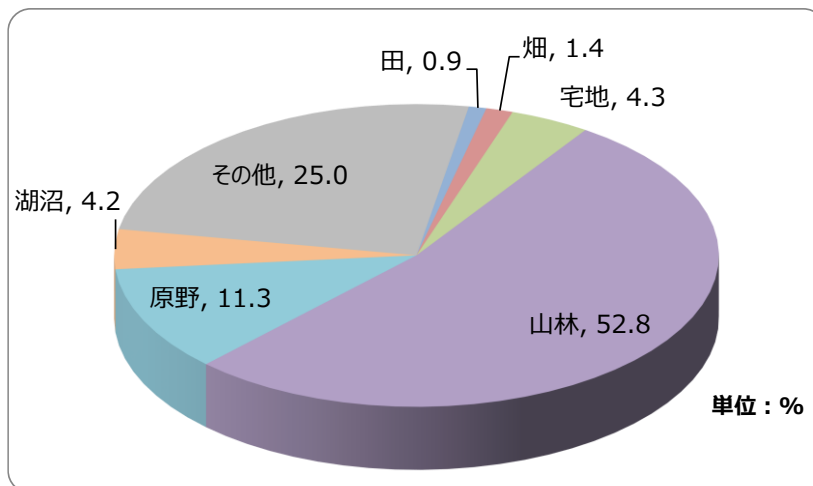
◇土地利用構想

計画的な視点から、将来の人口や産業の推移に応じて、公共の福祉を優先しつつ、自然、社会、経済、文化などそれぞれの条件に配慮することが必要です。町では、平成 26 年 4 月に国土利用計画第 2 次下諏訪町計画を策定し、今後の土地利用の方向性を定めています。町民と地域の理解と協力のもと、土地の配地と周辺環境に適合した利活用が図られるよう、生活環境を保全しながら生産基盤も強化することで、町全体の均衡ある発展をめざします。

市街地においては、積極的な都市計画の運用により、景観やうるおいに配慮した良好な住環境を確保するとともに、効率的かつ持続可能な地域づくりを進め、コンパクトで暮らしやすいまちの実現をめざします。また、民公協働のまちづくりの推進と民間活力の導入により、遊休荒廃不動産の解消と活用などの取組みを通じて、限りある土地の有効活用を進めます。農地や山林など、自然環境を保全活用すべき土地については、町土の保全機能を持続的に発揮することを主な目的としながら多面的な利用を進めることとし、良好な景観と環境を次世代へ確実に維持継承することをめざします。

◇土地利用の状況

地目別土地面積については大きな変化はありませんが、平地における宅地化に伴い、田畑がゆるやかではありますが減少しています。農地は平坦部における貴重な緑地であり、生態系にも重要な役割を担っていることから、環境面での再評価と保全が今後の課題であるといえます。



注 1) 令和元年 1 月 1 日現在

注 2) 「その他」の中に、非課税地で現況が山林、原野等となっているものが含まれています。

出典：「統計要覧下諏訪(令和元年度版)」(令和 2 年)

地目別土地利用割合

地目別土地面積

(単位: km²)

年度	田	畑	宅地	山林	原野	湖沼	その他	合計
平成 22 年	0.67	1.01	2.83	35.15	7.71	2.84	16.69	66.90
平成 23 年	0.67	1.01	2.83	35.15	7.69	2.84	16.71	66.90
平成 24 年	0.66	1.01	2.84	35.46	7.70	2.84	19.23	66.90
平成 25 年	0.66	1.00	2.84	35.46	7.70	2.84	19.24	66.90
平成 26 年	0.66	1.00	2.85	35.45	7.69	2.84	16.41	66.90
平成 27 年	0.65	0.99	2.86	35.43	7.69	2.84	16.41	66.87
平成 28 年	0.65	0.99	2.87	35.33	7.56	2.84	16.63	66.87
平成 29 年	0.64	0.98	2.88	35.33	7.56	2.84	16.64	66.87
平成 30 年	0.64	0.98	2.86	35.32	7.56	2.84	16.67	66.87
令和 元年	0.63	0.96	2.87	35.30	7.55	2.84	16.72	66.87

注 1) 各年 1 月 1 日現在。

注 2) 「その他」の中に、非課税地で現況が山林、原野等となっているものが含まれています。

出典：「統計要覧下諏訪(令和元年度版)」(令和 2 年)

資料 2 下諏訪町の環境

1. 自然共生

(1) 地形・地質

◇下諏訪町の地形・地質

町は南北に細長く、総面積の約 80%は森林です。山間部には、カラマツなどの針葉樹林だけでなく、学術的にも貴重な八島ヶ原高層湿原や観音沢などの美しい渓谷を擁しています。平坦地は諏訪湖に面する扇状地のみでその面積は小さく、既に大半が市街地として利用されていますが、社寺林など多様な自然を点在させながら、山間部と諏訪湖をつないでいます。

町は、町域の中に多様な地形を持つことを大きな特徴としています。また、地質についてみると、砥川により形成された平坦地（扇状地）は、泥、砂、礫層を新規ローム層が覆っています。町の大半を占める山間部は石英閃緑岩、緑色凝灰角礫岩^{ぎょうかいかくれきがん}、火山角礫岩、砂泥層等からなっています。

◇八島高原

八島高原は八ヶ岳中信高原国定公園霧ヶ峰の北西に位置し、標高 1,630m 前後の八島ヶ原高層湿原^{※1}を中心に鷲ヶ峰（1,798m）、大笹峰（1,807m）蝶々深山（1,836m）に囲まれた一帯とされています。

この高原は霧ヶ峰の主峰、車山（1925m）の第四紀（60～100 万年前）火山活動に始まり、流動性に富んだアルカリ性溶岩（石英閃緑岩）を流出し、わが国では珍しいアスピーデ火山の溶岩台地を形成、なだらかで広々とした高原となっています。

八島高原の中心を形成する八島ヶ原高層湿原は南北約 1km、東西約 800m の二等辺三角形（ハート形）をしていて、西側に八島ヶ池、東側に鎌ヶ池、その中間に鬼ヶ泉水があります。

八島ヶ原高層湿原は、尾瀬ヶ原の高層湿原より小規模ですが、比較的早く、現在の姿になるまでにおよそ 1 万 2000 年あまりかかっています。

八島ヶ原高層湿原はわが国における高層湿原^{※2}の南限に位置し、標高の高いこと、泥炭層が 8.0m 以上におよぶ（1 年に約 1mm の速度で発達する）など学術的にも貴重なもので、国の天然記念物に指定されています。堆積した泥炭層の内部に存在する花粉によって、過去にどんな植物が生育していたか、また、堆積状態から、過去の気候の周期的変化の状態も知ることができます。

※1 現地「あざみ館」に八島ヶ原高層湿原の成り立ちのパネル展示があります。

※2 高層湿原は、標高 1000m以上の場所や高緯度地方に見られ、年間を通じて冷涼な気候のため、多様な植物が、枯れても腐植土にならずに堆積、泥炭化し、植物が上へ上へと生長して全体が水面よりも高く盛り上がったものです。

◇諏訪湖

諏訪湖は日本列島のほぼ中心に位置し、全周 15.9km、面積 13.3km²の県内で一番大きな湖です。

諏訪湖はその地形的な特徴から、周辺地域では洪水被害が発生しやすくなっています。

湖の水深は平均で 4.7m と浅いうえ、諏訪湖の流域面積が湖面積の約 40 倍と大きく、盆地状で諏訪湖に集水しやすい地形のため、森林や農地などから窒素やりんなどの栄養塩類が流入しやすく、汚れやすいという特徴を持っています。

諏訪湖の概要

流域面積	531.2km ²
湖面積	13.3km ² (周囲 15.9km)
水深	最大：7.2m 平均：4.7m
貯水量	約 6,300 万 m ³
滞留時間	約 46 日 (2012~2016 年データ)
流入河川	31 河川 (1 級河川 15、準用河川 5、普通河川等 11)
流出河川	1 河川
流域内市町村	3 市 3 町 1 村：岡谷市、諏訪市、茅野市、立科町、下諏訪町、富士見町、原村

出典：「統計要覧下諏訪(令和元年度版)」(令和 2 年)

(2) 植生

◇下諏訪町の森林における植生の現状

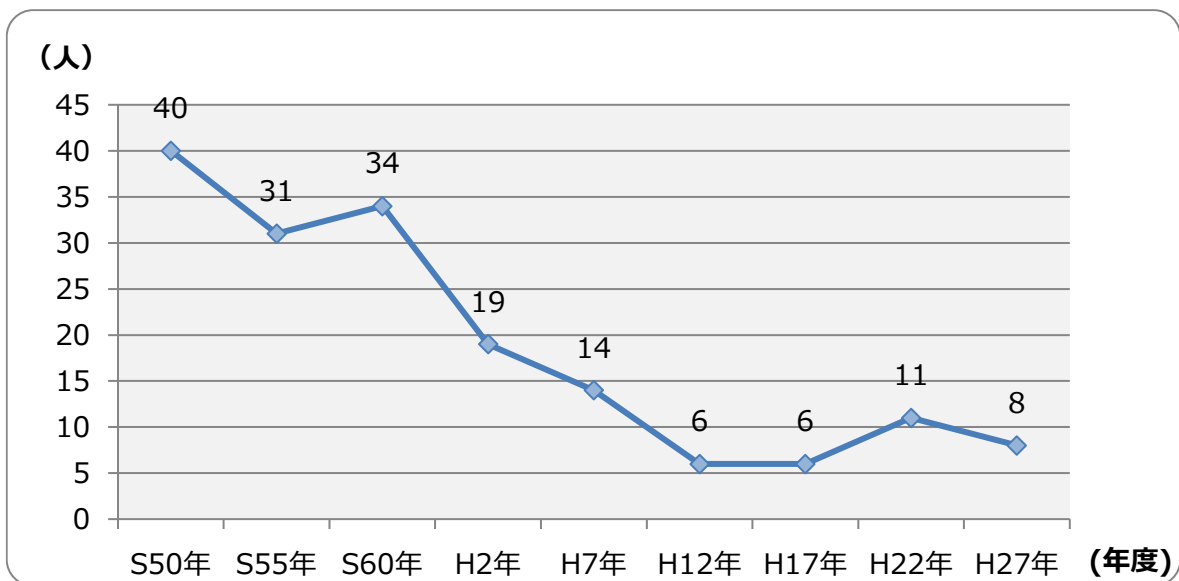
町の約 80%を占める森林には、針葉樹からなる人工林、ナラの木等からなる二次林※、自然林（天然林）が存在しています。

町の森林は明治以前には、落葉広葉樹が占めていました。ところが、昭和 29 年から約 20 年間続く高度経済成長期に炭坑、港湾事業、大型建設事業等においてカラマツの需要が拡大しました。このカラマツは早生であり、回転率が高かったことから、さかんに植林が進められました。しかし、その後、木材の輸入が自由化され、海外の安い木材が大量に供給されるようになると、国産材の価格は低下し、林業の経営状況は悪化しました。

森林の整備は公有林、財産区有林などの団体有林を中心に進んでいますが、個人有林においては、経営規模が小さいことや国産材の価格低迷、二ホンジカなどによる森林被害の増加もあって、林業参画意欲が減退し、整備の遅れが目立っています。そのうえ、林業就労者は、高齢化とともに減少しています。

また、生態系の保全や二酸化炭素などの排出による地球温暖化などの環境対策として、森林に求められる機能も多くなってきていることから、環境保全を考慮した森づくりが必要とされています。

※薪炭採取などの持続的利用を目的として、人間の手によって管理されることで作られ維持されている森林植生。里山、雑木林とよばれることもあります。



出典：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

15 歳以上林業就業人口の推移

◇八島高原の植物

八島ヶ原高層湿原と周辺に開けた八島高原の草原の四季は、日本海側と太平洋側の双方の影響を受けてシベリアによく似た大陸的な気候です。高山性の植物が多く、湿原特有の植物相と草原を合わせて約 400 種の豊富な植物が生育しています。

しかし、近年、草原への樹木の侵入や既存樹林の拡大により草原景観に変化がみられるほか、さらに、シカによるニッコウキスゲなどの草原植物の食害がみられるようになりました。そのため、霧ヶ峰に係わる団体、機関から構成される霧ヶ峰自然環境保全協議会が、八島ヶ原高層湿原の植生をシカによる踏み荒しや食害などの被害から守るため、八島ヶ原高層湿原の周囲を常設の鋼鉄柵で囲っています。

◇諏訪湖の水生植物

水生植物は、その生活形態によって大きく 4 つのグループに分けられます。一般的に湖心方向に向かって、横断的に湿生植物、抽水植物、浮葉植物、沈水植物の順に分布しています。諏訪湖にはかつて、湖岸線が複雑に入り組んだ浅い場所にエゴ（入り江という意味）と呼ばれる水生植物が豊かな場所がありましたが、埋め立て等により消失しました。その後、諏訪湖の原風景を参考に、多様な自然環境の復元・創出が試みられていますが、エゴの復元には至っていません。

諏訪湖の水生植物

区分	種 名
湿生植物	ヨシ等
抽水植物	オモダカ、ガマ、キショウブ、ツルヨシ、ホテイアオイ、マコモ、ミクリ、ヨシ、（コウホネ、ミズアオイ）
浮葉植物	アサザ、ウキクサ、ヒシ、ヒルムシロ
沈水植物	イトモ、エビモ、オオカナダモ、クロモ、コカナダモ、ササバモ、セキショウモ、センニンモ、ハゴロモモ ヒロハノエビモ、ホソバミズヒキモ、（コウガイモ、マツモ）

（ ）内は流入河川のみで見られた植物

出典：「長野県水産試験場 平成 11 年度 漁場富栄養化対策事業報告書」
：「諏訪湖創生ビジョン」（平成 30 年（2018 年） 長野県諏訪地域振興局）

(3) 動物・昆虫

◇霧ヶ峰の動物

八島ヶ原高層湿原を含む霧ヶ峰高原では、長野県に生息する哺乳類の8割にあたる約40種[※]の哺乳類が確認されています。ノウサギ、ニホンリス、カモシカ、ニホンジカ、タヌキ、イタチなど一般的な哺乳類がみられ、中でも草原を主な生息地としているキツネの姿はよくみられます。大型草食獣ではカモシカとニホンジカが生息し、特に、ニホンジカについては、ニッコウキスゲの花芽への採食や樹木の剥皮被害が確認されています。

※出典：「霧ヶ峰における自然環境の保全と再生に関する調査研究」（平成18年（2006年） 長野県環境保全研究所）

諏訪地方の哺乳類

主な生息場所	種 類
市 街 地	イタチ、ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミなど
耕 作 地	アカネズミ、アズマモグラ、ジネズミなど
山 林(低山帯)	アナグマ、イノシシ、ウサギコウモリ、タヌキ、ツキノワグマ、 ニホンザル、ニホンカモシカ、ノウサギ、ハクビシン、ハタネズミ、ムササビなど
山 林(高山帯)	オコジョ、キツネ、テン、トガリネズミ、ホンシュウジカ、ヒミズ、ヒメネズミ、モモンガ ヤマコウモリ、ヤマネなど

出典：「諏訪教育会 諏訪の動物たち」など

◇諏訪湖の鳥

かつての諏訪湖には、エゴやヨシ帯、湿地、なぎさなど多様な環境があり、多くの鳥類が生息していました。「渋のエゴ」で昭和49年（1974年）までの5年間に行われた調査では、33種の水鳥（カモ科、ウ科及びカモメ科を除く）が生息していましたが、エゴが埋め立てられた後の昭和60年（1985年）の調査では12種に減少し、チドリ、シギ類はほとんど見られなくなっています。

平成29年度（2017年度）に諏訪湖で確認されたカモ科の鳥類は13種となっています。近年は、ヒシを餌にするオオバンや植食性のカモ類が増加するとともに、魚食性のカワアイサやカワウの飛来が急増しています。このような魚食性鳥類の増加により、漁業被害や、営巣地周辺ではにおいや騒音の被害が発生していますが、追い払い等の成果があまりあがっていないのが現状です。

諏訪湖で確認された主な水鳥（平成 29 年度（2017 年度））

科	種 名
カモ	カルガモ、マガモ、コガモ、オカヨシガモ、オナガガモ、ヒドリガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、ホオジロガモ、キンクロハジロ、ミコアイサ、カワアイサ、オシドリ
ウ	カワウ
その他	コハクチョウ、バン、オオバン、カイツブリ、カンムリカイツブリ、コサギ、ダイサギ、ササゴイ、アオサギ

出典：「諏訪湖創生ビジョン」（平成 30 年（2018 年） 長野県諏訪地域振興局）

◇霧ヶ峰の鳥

霧ヶ峰はコヨシキリ、ビタキ、ホオアカやオオジシギなど草原性鳥類の宝庫でしたが、現在では草原という環境そのものが少なくなりつつあり、そこに生息・生育する動植物の多くに絶滅の危険性が高まっています。

◇霧ヶ峰の昆虫

霧ヶ峰の自然環境は、多くの昆虫類にとって貴重な生息場所となっています。霧ヶ峰には、118 種[※]のチョウが生息していますが、これは、日本に生息しているチョウの種数の半数近く、長野県に生息している種数の 7 割以上にあたります。チョウ以外の昆虫類の生息状況はあまりよくわかっていませんが、草原植生が貴重な生息環境となっていると考えられます。

※出典：「信州の蝶」（平成 8 年（1996 年） 浜栄一・栗田貞多男・田下昌志）

◇諏訪湖の魚類

近年、ニゴイ、ウキゴリ、ヌマチチブが増加傾向にあり、フナ、タイリクバラタナゴなどが減少傾向にあります。また、平成 12 年（2000 年）からオオクチバス、平成 14 年（2002 年）からブルーギルの捕獲数が増加しています。オオクチバスやブルーギルは、ワカサギやエビ類等の漁業資源を食害するだけでなく、水生昆虫なども捕食するため、生態系保全の面からも外来魚の駆除活動を継続する必要があります。

諏訪湖で確認された魚類（平成 19 年（2007 年））

区分	種 名
在来種	ウナギ（放流由来のみ）、アマゴ、オイカワ、ウグイ、アブラハヤ、モツゴ、カマツカ、コイ、キンブナ、ナガフナ、ギンブナ、ドジョウ、シマドジョウ、ナマズ、トウヨシノボリ、カジカ、メダカ
移入種 ^{注1)}	ワカサギ、タモロコ、ホンモロコ、ビワヒガイ、ニゴイ、ゲンゴロウブナ、ジュズカケハゼ、ウキゴリ、オオクチバス、ブルーギル
混入種 ^{注2)}	タイリクバラタナゴ、ヌマチチブ

注 1) 増殖目的等で意図的に移植されたものです。

注 2) 他種の移植に伴って入ったものです。

出典：「諏訪湖創生ビジョン」（平成 30 年（2018 年） 長野県諏訪地域振興局）

◇諏訪湖の貝類

昭和 55 年（1980 年）の諏訪湖貝類目録では、在来種が 16 種、移入種が 2 種の計 18 種の貝類が記録されています。

諏訪湖で確認された貝類（昭和 55 年（1980 年））

区分	種 名
在来種	オオタニシ、マルタニシ、ヒメタニシ、カワニナ、タテヒダカワニナ、イボカワニナ、チリメンカワニナ、サカマキガイ、ヒメモノアラガイ、モノアラガイ、ヒラマキミズマイマイ、イシガイ、カラスガイ、ドブガイ、マシジミ、ドブシジミ
移入種 ^{注1)}	セタシジミ、ヤマトシジミ

注) 増殖目的等で意図的に移植されたものです。

出典：「諏訪湖創生ビジョン」（平成 30 年（2018 年） 長野県諏訪地域振興局）

(4) 生態系

◇外来生物による影響

外来生物のうち、特に人の健康や生態系への影響が認められるものを、特定外来生物として、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」で規定しています。令和元年（2019年）12月現在、特定外来生物は148種が指定されていますが、長野県内ではこれまでに24種が確認されています。

町では人により持ち込まれた外来生物の存在が生態系への大きな脅威となっています。諏訪湖周辺ではアレチウリが繁茂し、在来種の生育場所を奪っています。諏訪湖では増加したブラックバス（コクチバス、オオクチバス）やブルーギルが在来種を捕食したり、餌や生息域をめぐり競合しているため、在来種が減少しています。

長野県で確認されている特定外来生物

分類	種名
哺乳類	アライグマ、アメリカミンク
鳥類	ガビチョウ、カオグロガビチョウ、ソウシチョウ、カナダガン(県内で根絶している)
爬虫類	カミツキガメ
両生類	ウシガエル
魚類	カダヤシ、ブルーギル、コクチバス、オオクチバス、ガー科魚類
甲殻類	ウチダザリガニ
昆虫類	セイヨウオオマルハナバチ（県内での目撃例は2例のみ）、アカボシゴマダラ アカカミアリ（2018年4月に長野市で確認された1個体のみ（住宅内））
クモ類	セアカゴケグモ（2019年8月に飯田市、12月に松川町で確認された2例のみ）
植物	オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、オオカワヂシャ、アレチウリ、オオフサモ、アゾラ・クリスタータ

出典：「長野県版外来種対策ハンドブック～みんなで守る信州の自然～」(令和2年(2020年) 長野県)



八島ヶ原湿原におけるヒメジョオンの駆除

2. 資源循環

(1) ごみ・廃棄物の処理

◇ごみ・資源の収集

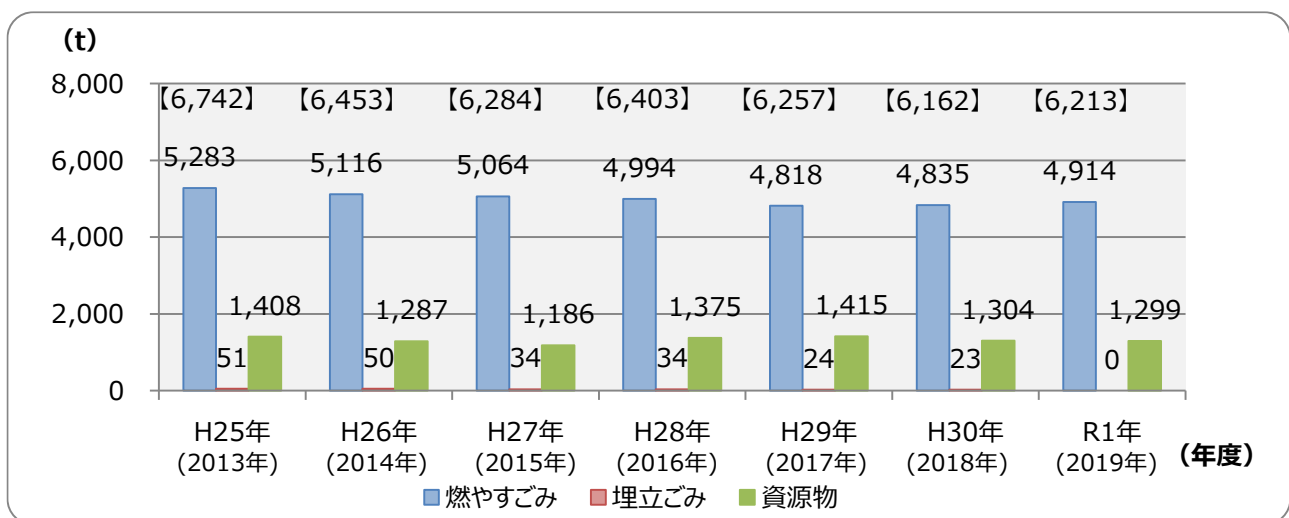
町内には約 500 ヶ所のごみ収集場所があります。ごみはここを拠点として、燃やすごみは週 2 回、資源物は週 1 回、埋立ごみは月 1 回収集しています。「下諏訪町リサイクルカレンダー」、「家庭ごみの分け方・出し方」やごみ分別アプリ「さんあ〜る」を活用し分別の徹底を図っているほか、広報誌や町ホームページによりごみ減量化への理解と協力を求めています。

しかし、燃やすごみには、資源化できる紙類や布類など資源物が混入していたり、ルールを守らずにごみを出すケースも見受けられます。制度の安定した定着のためには個人の高い自覚が求められます。各地区での取組や家庭、学校で日常生活に組み込まれた環境教育等を通じ、循環型社会の構築を目指していくことが求められます。

◇ごみの処理

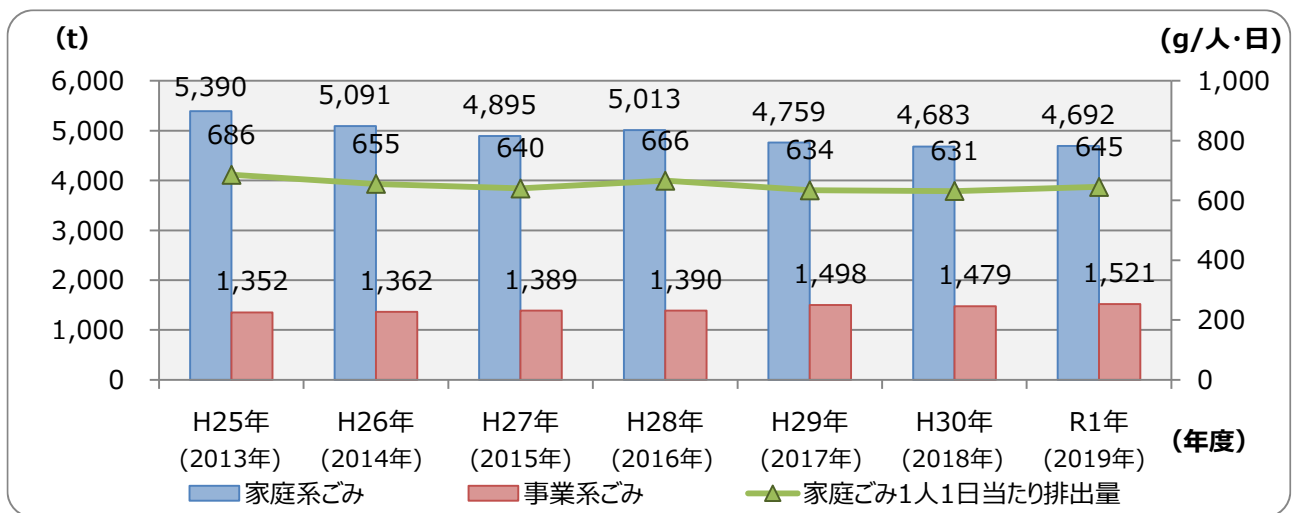
平成 28 年（2016 年）12 月より、「諏訪湖周クリーンセンター」が稼働し、湖周地区 2 市 1 町の共同処理がスタートしました。地区収集場所から収集した燃やすごみは諏訪湖周クリーンセンターで焼却し、焼却灰は提携している事業者により再利用及び埋め立てしています。

町で発生するごみの総排出量は人口減少に伴い減少傾向にあります。燃やすごみは平成 28 年度（2016 年度）に 5,000t を初めて下回りましたが、その後横ばいで推移しています。



注) 【】内はごみの総排出量（燃やすごみ+埋立ごみ+資源物）を示しています。

ごみの種類別排出量



ごみの排出源別排出量

◇生ごみの堆肥化

町では、家庭での生ごみの減量化と資源化を目的として、住民を対象に生ごみ処理機の購入に対する補助を行い、自家処理の普及を図っています。

また、生ごみリサイクル事業では、家庭や公共施設から発生する生ごみを十四瀬川沿いの生ごみリサイクルセンターへ収集し、集めた生ごみを民間事業者に委託して堆肥化しています。作られた堆肥は、年2回参加者に還元し、家庭菜園等に利用されています。堆肥化による生ごみの発生抑制だけでなく、良好な土壌づくりを通じて、化学肥料の使用を抑えることで良好な水環境の形成にも寄与しています。

(2) マイクロプラスチック汚染

プラスチックによる海洋汚染が地球規模で広がっています。最近では、打ち上げられたクジラの体内から大量のプラスチックごみが見つかる事例が相次いでいます。また、魚や海洋生物の体内からはマイクロプラスチック※が見つかっています。

マイクロプラスチックは海洋中を浮遊し、汚染物質を高濃度に吸着するという特徴があります。この高濃度の汚染物質を吸着したマイクロプラスチックが食物連鎖に取り込まれることで海洋生態系にダメージを与えることが危惧されています。ヒトへの長期的な影響はまだ明らかになっていない部分も多いですが、食物連鎖を介して、悪影響を及ぼすおそれがあります。

マイクロプラスチックは、環境中に流出したプラスチックごみが河川などを經由して海に流れ込んでいると考えられているため、ポイ捨てや不法投棄をやめ、適正に処分することが重要です。そのうえで、マイクロプラスチック汚染の原因の一つとなっているレジ袋やペットボトルなどのプラスチック製品についても、繰り返し利用できる製品に置き換えるなどして、意識して使用を控える必要があります。

※：0.3～5.0mmほどの微細なプラスチック。

3. 脱炭素

(1) 地球温暖化の現状

温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素等）の排出量の増大により、地上の気温は世界的に上昇しています。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第5次評価報告書（平成25年（2013年）～平成26年（2014年））によると、陸域と海上を合わせた世界平均地上気温は、明治13年（1880年）から平成24年（2012年）の期間に0.85℃上昇しました。

最近30年の各10年間は、嘉永3年（1850年）以降のどの10年間よりも高温を記録しています。

(2) 再生可能エネルギー

地域の特性に応じ、太陽光・水力・地熱・バイオマスや、地中熱・温泉熱といった再生可能エネルギー由来熱など、多様な再生可能エネルギー源を活用することで、地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない生活が可能です。

諏訪地域では平成23年（2011年）11月に、民公協働による自然エネルギー普及に向けた総合的な調整を行う組織として「自然エネルギー信州ネット SUWA」が設立され、活動を開始しています。太陽光発電やバイオマスエネルギーなど、再生可能エネルギーや未利用のエネルギーの利用拡大を目指し、住民、事業者と行政が連携して取り組む必要があります。

地球温暖化の影響

- 氷河の融解、海面水位の上昇
- 豪雨、台風の大型化や干ばつなどの異常気象の増加
- 陸上・海の生態系への影響
- 砂漠化の進行
- 食料生産や水資源への影響



役場屋上に設置されている太陽光パネルの発電の監視

4. 快適環境

(1) 大気汚染

町では大気汚染物質の大規模な発生源が少なく、良好な大気環境を維持しています。長野県では大気の常時監視を行っていて、諏訪地域では諏訪市の諏訪合同庁舎（一般環境大気測定局^{※1}）と岡谷市の岡谷インターチェンジ（自動車排出ガス測定局^{※2}）に測定局が置かれています。ダイオキシン類等の有害化学物質の問題も含め、科学的知見の集積をしながら今後も大気の動向には注意をしていく必要があります。

※1 環境基準の適合状況の把握、大気汚染対策の効果の確認などの地域全体の汚染状況を把握するため、地域内を代表する測定値が得られるよう、特定の発生源の影響を直接受けない場所に設置されています。

※2 主に自動車から排出される有害大気汚染物質による大気の汚染状況の把握のため、人が常時生活し、活動している場所で、自動車排出ガスの影響が最も強く現れる道路端又はこれにできるだけ近接した場所に設置されています。

(2) 水質汚濁

諏訪湖は、昭和30年代前半（1955～1959年）までは良好な水質を保持し、水浴が行われていました。しかし、昭和30年代後半（1960～1964年）から水質汚濁が目立ちはじめ、昭和38年（1963年）5月にはアオコの異常発生がありました。

このような状況に対して、長野県では、流域下水道の整備、底泥の^{しゅんせつ}浚渫、事業場への上乗せ排水基準の設定、COD（化学的酸素要求量）、窒素、りんに係る汚濁負荷量規制などの施策を実施してきました。

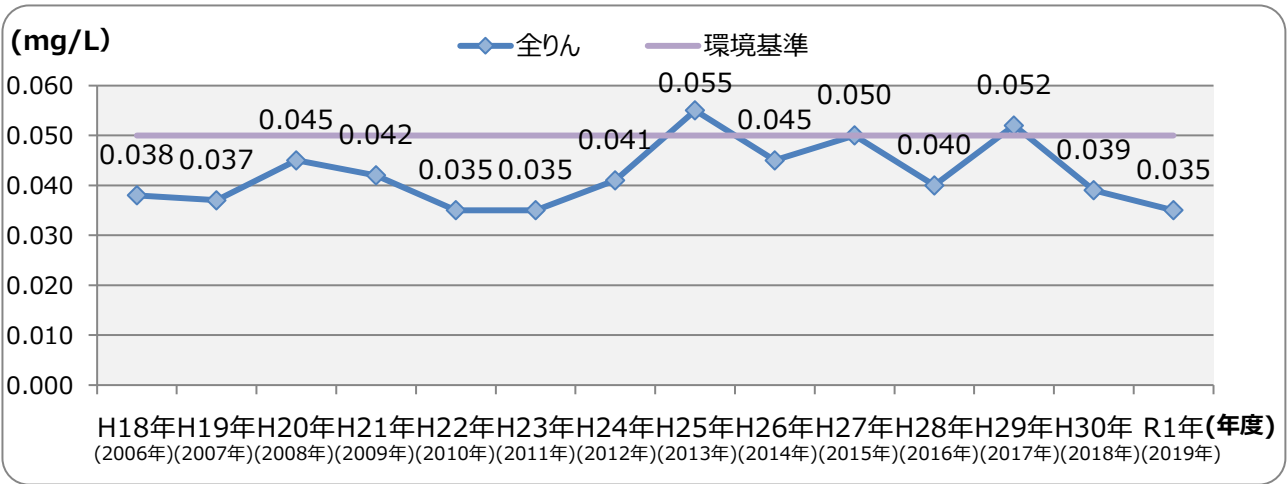
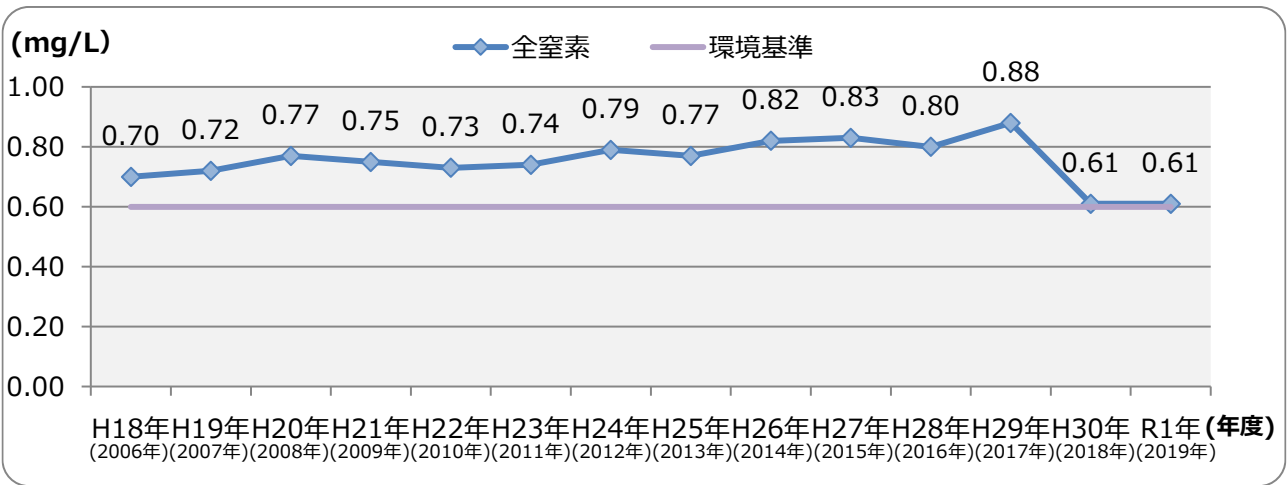
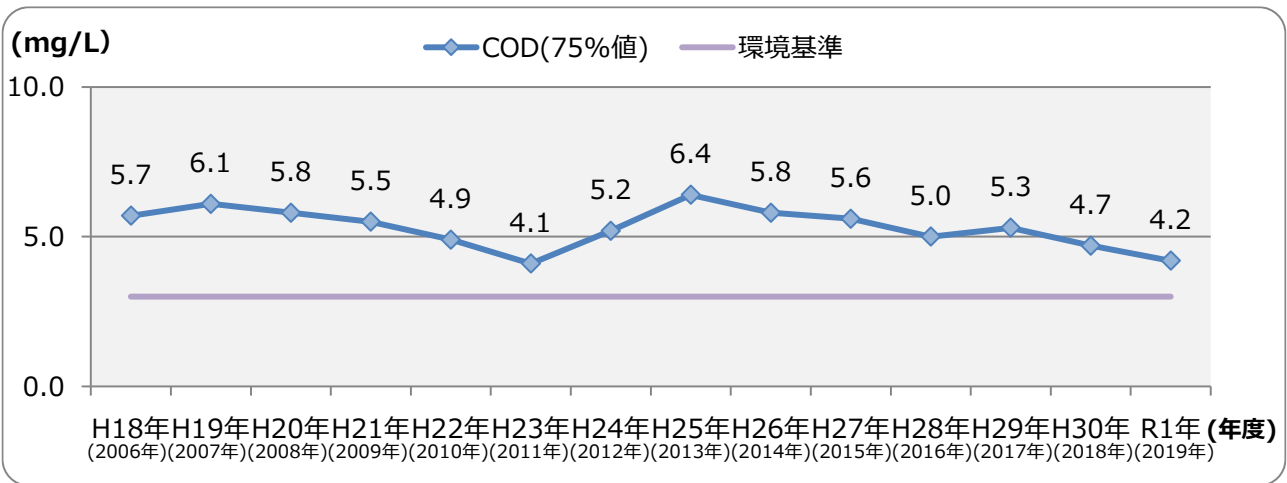
この結果、下水処理場ができておおよそ20年後の平成11年（1999年）から、アオコがほとんどみられなくなりました。平成18年度（2006年度）には全窒素について水質目標値が、全りんについては水質目標値と環境基準が達成されました。

その後も、森林、原野、市街地や農地から河川を通じて諏訪湖に流入する汚濁負荷量[※]を削減するため、森林整備、道路清掃、農地における化学肥料の削減などの対策が行われてきました。諏訪湖に流入する汚濁負荷量は減っていますが、これに連動した減少は見られず近年は横ばいの状態が続いています。この原因を探るため、調査研究が進められています。

※陸域から排出される有機物や窒素、りん等の汚濁物質により水環境に与える負荷の量のことを言います。

諏訪湖の水質汚濁に係る環境基準（生活環境項目）抜粋

類型	利用目的の適応性	pH 水素イオン濃度	DO 溶存酸素	COD 化学的酸素 要求量	SS 浮遊物重量	大腸菌群
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の項目に掲げるもの	6.5以上、 8.5以下	7.5以上 (mg/L)	3以下 (mg/L)	5以下 (mg/L)	1000以下 (MPN/100mL)



注) 75%値は、1年間で得られたすべての日平均値を、測定値の低い方から高い方に順に並べたとき、低い方から数えて75%目に該当する日平均値です。この75%値が環境基準を満足することで、環境基準に適合しているとみなすことになっています。

諏訪湖湖心におけるCOD、全窒素及び全りんの経年変化

◇諏訪湖が抱える新たな問題

諏訪湖では、毎年夏場を中心に湖心の下層で溶存酸素が3 mg/L以下の貧酸素状態となります。近年、湖岸域でも、ヒシ等の大量繁茂により水の流れが悪くなり貧酸素域が生じています。この貧酸素域の拡大は底生

生物へ影響を与えるとともに、平成 28 年（2016 年）7 月に発生したワカサギ等の大量死の一因ではないかと考えられています。

ヒシは大量に繁茂することで、湖内への光をさえぎり、他の水草の生育を阻害したり、枯れて沈降した際に湖内に栄養塩を放出するといった環境面への影響のほか、腐敗した際の悪臭や景観悪化による観光や住民への影響、漁船の操縦に支障をきたすなど様々な問題が生じています。また、近年希少種であるクロモの繁茂によりボートの運航に支障をきたす問題が生じています。

（3）騒音・振動

国道 142 号、国道 20 号と県道岡谷下諏訪線で騒音及び振動の調査を実施しています。騒音については環境基準を、振動については要請限度をそれぞれ達成しています。

今後、国道 20 号バイパスの建設工事が予定されています。市街地における交通量の低減や渋滞緩和による騒音及び振動の軽減が期待される一方で、道路建設工事で発生する騒音に注視していく必要があります。

（4）景観・歴史的遺産

◇まちの景観

個性的で魅力ある景観は、地域の自然、歴史、文化など人々の生活、経済活動などの調和により形成されます。町は中山道、甲州街道が合流する交通の要衝で、江戸時代には中山道随一の温泉宿場町として栄えた歴史文化の豊かな町であり、現在でも数多くの指定文化財を含め景観資源に恵まれています。

しかし、近年、様々な要因によって、永らく受け継がれてきた街なみが失われていく事例が増えつつあります。町では、水と緑に囲まれた情緒のある景観を引き継ぎ、歴史・文化を活かした良好な景観を形成するため、平成 24 年度に「下諏訪町景観計画」を策定しました。基本目標に「町民の愛着と誇りをもとに、自らが創造する 水と緑と大社の美しいまち下諏訪」を掲げ、民公協働により良好な景観形成を目指しています。

また、歴史的な街なみ環境を良好に維持し、うるおいある住環境を整備し、その波及効果により町の活性化を図るため、平成 20 年度（2008 年度）に「下諏訪町歴史的風致維持向上計画」を策定し、文化財や歴史的建造物の保存と活用を通じて町の歴史的風致[※]の維持向上を図っています。平成 25 年度（2013 年度）には重点区域の拡大や計画期間の延長等を盛り込んだ計画の変更を行い、さらなる歴史的風致の維持向上に取り組んでいます。

※「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」では、「地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地が一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されています。ハードとしての建造物と、ソフトとしての人々の活動をあわせた概念です。

◇文化財

町の発祥は旧石器・縄文時代にさかのぼることができ、多くの遺跡から土器や狩猟用の鏃などが出土しています。また、全国に一万余の分社、末社を持つ諏訪神社とともに歩み、総本社の門前町として栄えるとともに、中山道随一の温泉宿場町として賑わいました。

特に市街地部分、中央本線の北側の中山道、大社通りは、諏訪大社を中心とした宿場の風情が色濃く残されており、諏訪湖に面し、水田地帯から住宅地へと大きな変貌を遂げた線路南側地域とは明瞭に区別されません。

宿場町の景観をはじめとする有形無形の貴重な歴史的・文化的遺産は町の観光の基盤といえるものであり、適切に保護し、次世代に伝えていくことが課題となっています。

町内で外観などを見ることのできる建造物等の文化財は、国指定重要文化財が7件、登録有形文化財が3件、国指定史跡が1件、国指定天然記念物が1件、県指定史跡が1件、町指定の文化財が23件あります。

(5) 公園・緑地

市街地周辺部は森林、水辺に恵まれた、自然公園的要素などがあります。都市公園の開設面積は、62.2ha (622,000 m²) で、赤砂崎公園の整備によって人口1人あたりの公園面積は30.73m²です。他市町村と比べると、非常に高い整備水準にあります。

しかし、市街地の緑は比較的少なく、都市化の進行とともに緑地や田畑の空間は減少しています。

(6) 水辺環境

◇諏訪湖の水辺整備

諏訪湖の整備は治水だけでなく、親水レクリエーション的な利用や景観、自然環境にも配慮していくことが必要であることから、長野県諏訪建設事務所では、美しく、かつ、うるおいあふれ、自然豊かな水辺の再生のための「諏訪湖の水辺整備マスタープラン」を平成6年度（1994年度）に策定しました。この諏訪湖の水辺整備マスタープランでは、諏訪市、岡谷市、下諏訪町で囲む諏訪湖畔をA～Hまでの8つのゾーンに分け、それぞれに個性ある水辺づくりが進められました。治水機能の向上や憩いの場の創出などの成果がみられた一方で、水に触れる親水活動の不活発、ヒシの繁茂による景観阻害やエゴの復元の未達成など改善の余地が残っています。そこで、平成29年度（2017年度）に「水辺整備基本計画」が策定されました。水辺整備基本計画のゾーニング及び各ゾーンのテーマは諏訪湖の水辺整備マスタープランを踏襲され、現状の新たな課題やニーズを踏まえて、今後の整備と利活用が進められています。

◇赤砂崎公園の整備

諏訪湖の北岸中央部に位置する赤砂崎は、南に八ヶ岳、富士山が望める諏訪湖の中でも有数の景勝地です。赤砂崎用地の活用については、赤砂崎公園の面積を約 7.6ha に拡大し、諏訪湖に面した良好な環境の一団の土地が確保できる立地条件を活かして、多機能で憩いとうるおいのある公園として整備されています。

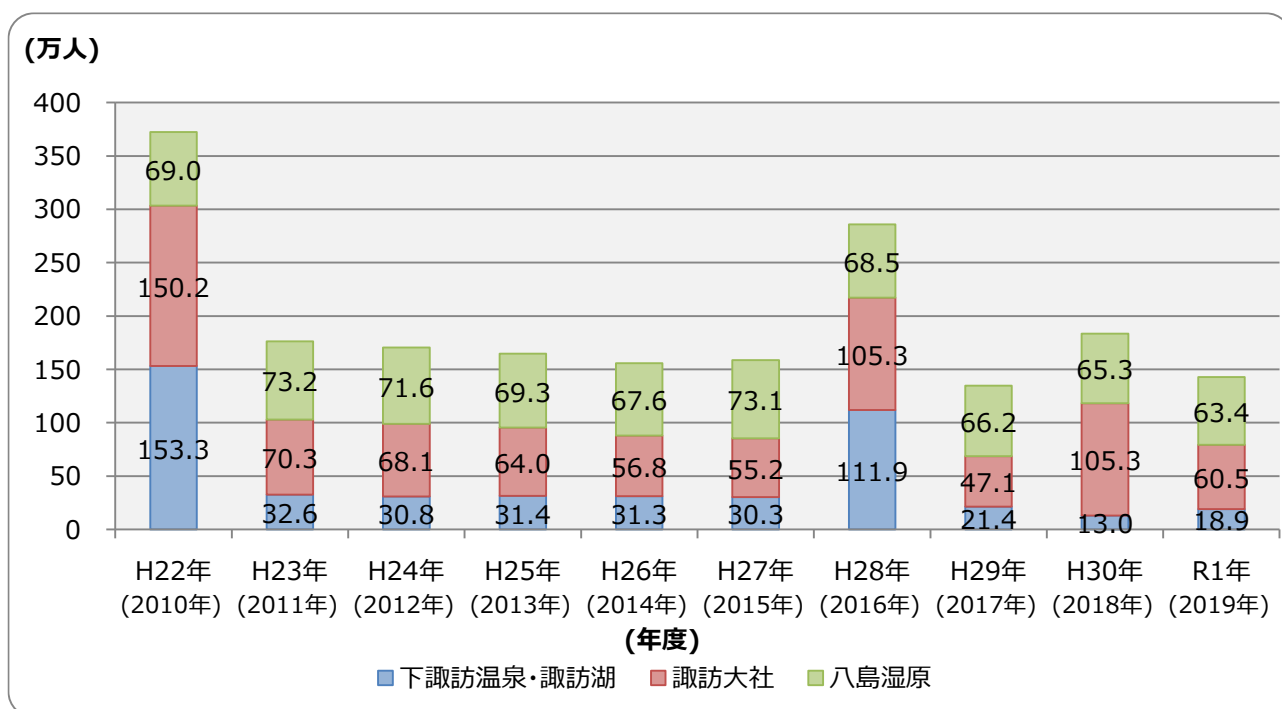
また、東海地震に係る地震防災強化地域の指定を受けたことから、近い将来予想される地震災害に備え、防災ヘリポートなど防災機能を有した施設の整備により、地域防災拠点として広域的に諏訪湖周辺地域の防災機能の向上を図っています。

(7) 観光

◇下諏訪観光の現状

町の主な観光として「諏訪大社」「下諏訪温泉・諏訪湖」と「八島湿原」があります。令和元年度の利用客数は、下諏訪温泉・諏訪湖が 18.9 万人、諏訪大社が 60.5 万人、八島湿原が 63.4 万人程です。

町の観光の基盤は、中山道、大社通り、諏訪大社の周囲を中心とした宿場町と温泉であり、古い街なみが魅力となっています。また、八島湿原の手つかずの自然も魅力が高いようです。



観光客数の推移

5. 協働

(1) 環境教育

◇学校教育

町の小中学校では、近隣の自然等を利用した環境教育が行われています。その内容も、一時的な行事・活動への参加だけにとどまらず、自然環境に対する愛着や、生物が生息するために必要な環境について、児童、生徒自らが考え、その保全を実施していく姿勢を継続して育てています。

従来から、生命を通じて環境を考えるという観点からアマゴの飼育、放流を行っている北小学校をはじめとする町の小中学校は、環境教育を通じて新しい指導要領を先取りしてきたといえそうです。「総合的な学習の時間」においても環境教育の時間を積極的に設けるなどしています。また、教育課程として明確に位置づけることで、環境教育の水準を高め、かつ継続的にその活動を記録、蓄積して継承することを目指しています。

◇生涯学習

環境の現状を理解し、その正しい保全の方法を身に付けることや、当事者意識の育成のために環境教育は不可欠です。自主的、自発的に取り組み、継続性のある学習の機会を提供することが求められています。

環境教育の拠点の一つである公民館事業では、地域公民館などに身近な講師の紹介を行い、環境学習の拠点として住民に利用いただけるよう努めています。また、利用者の年代層に応じた生きがい活動につながる各種学級、講座を開講するとともに、多くの住民の皆さんが気軽に参加・利用いただけるよう努めています。

町には拠点となりうる施設等がいくつかあります。しかし、展示物だけでなく、地域の自然や歴史・伝統などに直接ふれ、感じるという体験から生まれる感動を、現在や次世代の住民に広く伝えるために、環境学習を充実させることが課題です。

環境教育の拠点

施設	展示・サービス等
あざみ館	八島湿原の自然模型(生い立ち)、動植物の紹介、自然を紹介するビデオ放映 自然と人とのつながり(歴史・文学)
諏訪湖博物館・ 赤彦記念館	諏訪湖の自然と生活(漁具、漁法、スケート)の歴史に関する常設展
図書館	下諏訪町諏訪湖浄化推進連絡協議会による環境コーナー設置 (書籍 318 冊、DVD24 枚、ビデオ 12 本)
下諏訪町役場 (住民環境課)	出前講座「まちづくりおでかけトーク」
公民館	各種講座、イベントの開催、講師の紹介

(2) 住民運動

町では、諏訪湖や自然風土、歴史文化などを守ろうという意識から、住民運動が継続されています。中でも昭和 55 年（1980 年）の発足以来、40 年以上にわたって活動を続けている下諏訪町諏訪湖浄化推進連絡協議会（湖浄連）は代表的存在であり、現在では 64 団体（個人 10 人）が加盟する大きな協議会組織となりました。諏訪湖の浄化を中心とした活動は、町が目指す「民公協働のまちづくり」のお手本となっています。また、湖浄連への参画を問わず、町内の数多くの団体はそれぞれ独自の環境保全の活動を展開しています。

一方で、高齢化に伴い自治会、町内会等のコミュニティでは、次世代の活動の担い手が不足し、活動規模が維持できなくなりつつあります。地域に暮らす子供から高齢者までが世代を超えて交流し、支え合うことが期待されています。

資料3 下諏訪町地球温暖化対策実行計画【区域施策編】

下諏訪町地球温暖化対策実行計画

【区域施策編】

令和5年度（2023年度）～令和12年度（2030年度）

第3次下諏訪町環境基本計画【増補版】



令和5年（2023年）3月
下諏訪町

はじめに

ゼロカーボン社会の実現に向けて

近年、地球温暖化による気候変動の影響により、深刻な自然災害が国内のみならず世界中で頻発しています。当町においても、令和3年8月15日の豪雨災害では、住民の生命・財産を脅かす甚大な被害が発生したことは記憶に新しく、地球温暖化による気候変動は、町としても対策を講じていかなければならない重要な課題であります。

当町では、令和3年（2021年）3月に、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「第3次下諏訪町環境基本計画」を策定し、町民及び事業者の皆様との協働により、地球温暖化対策をはじめとした環境課題に取り組んできておりますが、今後、さらに温室効果ガス排出量を減らしていくためには、具体的な目標や方向性を明確にする必要があります。今般、「下諏訪町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。

当町には、豊かな水と緑、温泉の資源、精密工業に代表されるものづくりなど優れたポテンシャルがありますが、地球温暖化の影響が顕在化しつつある中、当町が今後も持続可能なまちでいられるためには、さまざまな取組が必要です。計画内容を確認いただき、脱炭素やSDGsの達成に向けた施策など、これからの取組を知ることで、私たちのまちの将来像が見えてくるものと思いますので、多くの方にまちの未来への関心をもっていただき、「ゼロカーボンのまち」の実現に向けて、ともにチャレンジしていきましょう。

最後に、計画策定にあたり、熱心にご審議いただきました下諏訪町環境審議会及び下諏訪町地球温暖化対策実行計画策定委員会の委員皆様をはじめ、積極的にご意見をお寄せいただきました住民皆様に心からお礼申し上げます。

令和5年3月

下諏訪町長 宮坂 徹



表紙ポスター

2022年度信州エコポスターコンクール応募作品 下諏訪北小学校の児童の作品

上段左から 新井日陽さん（4年）、長門真央さん（4年）、松岡翠れんさん（5年）、横山彩生さん（5年）

中段左から 長門美音さん（6年）、佐藤莉乃愛さん（6年）、岡澤美沙さん（6年）、田中里桜さん（6年）

下段左から 久保寺旭さん（5年）、小野颯真さん（6年）、小林稟佳さん（6年）、井之上勝真さん（6年）

●部門別の取組

住民・事業者・町において実施する、地球温暖化対策のための具体的な取組を部門別に取り上げます。

- (出典) 「分類、取組内容」
 …温室効果ガス排出抑制等指針 (環境省)
 「エネルギー削減量、削減率」
 …地方公共団体実行計画 (区域施策編) 策定・実施マニュアル (算定手法編) (環境省)

○産業部門 (製造業、農林水産業、鉱業、建設業)

産業部門の取組は、地球温暖化対策のほか諸経費が削減されるため、経営改善にもつながります。

削減目標：削減率 69% (削減目標量：12,299t-CO₂)

●夏季の省エネ・節電メニュー

分類	取組内容	建物全体に対する節電効果
空調	使用していないエリア (会議室、廊下) は空調を止める。	2%
	室内 CO ₂ 濃度の基準範囲内で換気ファンを停止、または、外気導入量を調節する。	5%
	ブラインド、遮熱フィルム、すだれ等の活用	3%
	室外機周辺の障害物を取り除くとともに直射日光を避ける。	+α
照明	照明を半分程度間引きする。	13%
	使用していないエリアは消灯する。	3%
	昼休み等は完全消灯を心掛ける。	+α
	従来型蛍光灯を高効率蛍光灯や LED 照明に交換する。	~40%
OA 機器	長時間席を離れるときは電源 OFF かスタンバイモードに	3%
	ディスプレイの明るさ調節 (輝度を 40% に設定)	23%
	退社時のプラグ抜き徹底	+α
生産設備 等	使用側の圧力の見直しにより、コンプレッサの供給圧力を低減する。(0.1MPa 低減時)	8%
	コンプレッサの吸気温度を低減する。(吸気温度 10℃低減時)	2%
	更新および新設時には、トップランナー機器 (最も省エネ性能が優れている機器) を採用。	+α
その他	電力の「見える化」により、最大使用電力を抑制し、契約 kW を下げることで年間の電気代削減につなげる。	+α
	環境マネジメントシステムの運用を通じて、エネルギー管理・適正使用を図る。(エコアクション 21、ISO14001、ISO50001 等)	
	店舗、事業所を「クールシェアスポット」として登録する。	
	従業員に対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。	

※ 経済産業省「夏季の節電メニュー」等を基に長野県が作成。

※ 各々の建物の利用状況や設備内容によって効果は異なる場合があります。

※ 適切な室温管理、こまめな水分補給等により、熱中症にご注意ください。

●冬季の省エネ・節電メニュー

○ユーティリティ設備の省エネ・節電メニュー

取組内容	節電効果 (削減率)
使用側の圧力を見直すことによりコンプレッサの供給圧力を低減する。 (単機における 0.1MPa 低減時)	8%
コンプレッサの吸気温度を下げる。 (単機において吸気温度を 10℃低減時)	2%
負荷に応じてコンプレッサ・ポンプ・ファンの台数制御を行う。 (コンプレッサ 5 台システムでピーク負荷 60~80%の場合)	9%
インバータ機能を持つポンプ・ファンの運転方法を見直す。 (弁の開閉状態の確認・調整によりインバータ機能を活用し全圧が 80%となった場合)	15%
冷凍機の冷水出口温度を高め設定し、ターボ冷凍機・ヒートポンプ等の動力を削減する。 (利用側の状況を確認しながら 7℃→9℃へ変更した場合)	8%

○一般設備（照明・空調）の節電メニュー

分類	取組内容	節電効果 (削減率)
照明	使用していないエリアは消灯をする。	—
	白熱灯を電球形蛍光ランプや LED 照明に交換する。 (白熱灯 60W → LED 照明に交換した場合)	85%
空調	無理のない範囲で工場内の温度を下げる。 (室内温度を 22℃から 20℃に下げた場合の数値)	14%
	外気取入量を調整することで換気用動力や熱負荷を低減する。 (換気ファンの間欠運転または停止により 30%導入量を低減した場合)	34%

○その他の省エネ・節電メニュー

分類	取組内容
ボイラー	排ガスによる放熱ロスを避けるため、空気比の適正化を図る。
工業炉	加熱炉、焼成窯、乾燥炉等の設定温度引き下げや、開口部から炉内への空気混入量低減等により、熱ロスの低減を図る。
その他	「ウォームビズ」を励行する。
	デマンド監視装置を導入し、警報発生時には予め決めておいた節電対策を実施する。
	蒸気・温水供給ラインにおける保温、断熱材の劣化や剥がれ等を修復する。
	設備・機器のメンテナンスを適切かつ定期的実施することでロスを低減するとともにトラブル停止を防止する。

- ・記載している節電効果は、建物全体の消費電力に対する目安です。
- ・一定の条件の下での試算結果ですので、各々の建物の利用状況により削減値は異なります。
- ・節電を意識するあまり、保健衛生上、安全上及び管理上不適切なものとならないようご注意ください。

●二酸化炭素排出削減の設備の選択

分類	取組内容
燃焼設備	高効率温水ボイラー等のエネルギー消費効率の高いボイラーの導入 木質ボイラーの導入 ペレットストーブの導入 熱源設備の定期的な保守及び点検 排出係数が小さい燃料等への転換
空調設備	省エネ型の空調設備への更新 製品製造・貯蔵等のための区画及び作業のための区画における空調設定温度・湿度の適正化 運転時のドアの明け放しの防止 空調設備・熱源機の起動時刻の適正化 使用されていない区画の空調停止 排出係数が小さい燃料等への転換
給湯設備	各種熱利用型給湯システムの導入 冬季以外の給湯供給期間の短縮 設備の定期的な保守及び点検 排出係数が小さい燃料等への転換
発電専用設備	太陽光発電設備の導入 小水力発電設備の導入 バイオマス発電設備の導入 バイナリー発電設備の導入 排出係数が小さい燃料等を使用した設備への更新 設備の定期的な保守及び点検
照明設備・昇降機設備・事務用機器等	エネルギー消費効率の高い照明器具（LED照明等）への更新 清掃・光源の交換等の保守が容易な照明器具への更新 人感センサーの導入 計時装置（タイマー）の導入 初期照度補正又は調光制御のできる照明設備への更新 照度を比較的必要としない作業場等の照明の間引き点灯 照明を利用していない場所及び時間帯における細めな消灯 照明器具の定期的な保守及び点検 エネルギー消費効率の高い昇降機設備・事務用機器等の導入 利用の少ない時間帯における昇降機の一部停止 昇降機の定期的な保守及び点検 使用しない時間帯における事務用機器等の電源の遮断 低電力モードの設定 事務用機器等の定期的な保守及び点検 省エネ型の自動販売機への更新 利用の少ない時間帯における自動販売機の消灯
建物	熱線吸収ガラス・熱線反射ガラス等の高断熱ガラス・二重サッシの導入 エアフローウィンドー等の導入 地球温暖化係数がより小さい材料を使用した断熱材の使用等による建物の断熱

●高効率機器の導入

分類	取組内容	エネルギー削減率
エネルギー効率の高い機器の導入	複写機	27.3%
	プリンタ	26.0%
	高効率ルータ	23.9%
	サーバ	29.8%
	ストレージ	33.6%
	冷凍冷蔵庫	16.6%
	自動販売機	32.3%
	高効率照明（LED照明等）	削減量 0.021t-CO2/台

●その他の取り組み

取組内容
再エネ由来の電気への切り替え
クールビズ・ウォームビズの実施
ノーカーダーの実施
COOL CHOICE（クールチョイス）の実施
電気自動車の導入

○業務その他部門（事務所・ビル、商業・サービス施設、その他）

業務部門の取組は、地球温暖化対策のほか諸経費が削減されるため、経営改善にもつながります。

削減目標：削減率 5.1%（削減量 17,281t-CO2）

●夏季の省エネ・節電メニュー

分類	内容	建物全体に対する節電効果
空調	使用していないエリア（会議室、廊下）は空調を止める。	2%
	室内 CO2 濃度の基準範囲内で換気ファンを停止、または、外気導入量を調節する。	5%
	ブラインド、遮熱フィルム、すだれ等の活用	3%
	室外機周辺の障害物を取り除くとともに直射日光を避ける。	+α
照明	照明を半分程度間引きする。	1.3%
	使用していないエリアは消灯する。	3%
	昼休み等は完全消灯を心掛ける。	+α
	従来型蛍光灯を高効率蛍光灯や LED 照明に交換する。	~40%
OA 機器	長時間席を離れるときは電源 OFF かスタンバイモードに	3%
	ディスプレイの明るさ調節（輝度を 40%に設定）	2.3%
	退社時のプラグ抜き徹底	+α
生産設備 等	使用側の圧力の見直しにより、コンプレッサの供給圧力を低減する。（0.1MPa 低減時）	8%
	コンプレッサの吸気温度を低減する。（吸気温度 10℃低減時）	2%
	更新および新設時には、トップランナー機器（最も省エネ性能が優れている機器）を採用。	+α
その他	電力の「見える化」により、最大使用電力を抑制し、契約 kW を下げることで年間の電気代削減につなげる。	+α
	環境マネジメントシステムの運用を通じて、エネルギー管理・適正使用を図る。（エコアクション 21、ISO14001、ISO50001 等）	
	「信州省エネパートナー」に登録し、事業所としての節電目標と具体的アクションを定めるとともに、従業員への周知徹底を図る。	
	店舗、事業所を「クールシェアスポット」として登録する。	
	従業員に対して、家庭での節電の必要性・方法について情報提供を行う。	

※ 経済産業省「夏季の節電メニュー」等を基に長野県が作成。

※ 各々の建物の利用状況や設備内容によって効果は異なる場合があります。

※ 適切な室温管理、こまめな水分補給等により、熱中症にご注意ください。

●冬季の省エネ・節電

分類	内容	建物全体に対する 節電効果
照明	可能な範囲で照明を間引きする。(労働安全衛生規則基準値(精密作業 300Lx、普通作業 150Lx、粗い作業 70Lx)にもご留意ください。)	
	執務室の照明を半分程度間引きした際の数値	7.7%
	使用していないエリア(会議室・廊下等)の消灯をした場合の数値	2.9%
空調	無理のない範囲で室内の温度を下げる。 (室内温度を 22℃から 20℃に下げた場合の数値)	3.4%
	使用していないエリアは空調を停止する。	1.7%
	熱源機(ガス熱源は除く)温水出口の温度を低めに設定し、熱源機ヒートポンプ等の動力を削減する。	1.3%
OA 機器	長時間席を離れるときはOA機器の電源を切るか、スタンバイモードにする。	3.6%

○メンテナンスや日々の節電努力

分類	取組内容
照明	昼休みなどは可能な範囲で消灯を心がける。
	従来型蛍光灯を、LED 照明に交換する。 (従来型蛍光灯から直管型 LED 照明に交換した場合、約 50%消費電力を削減。)
空調	夕方以降は、ブラインド、カーテンを閉め暖気を逃さないようにする。
	目詰まりしたフィルターを清掃する。
	電気室、サーバー室などで冷房を使っている場合には、可能な限り冷房を使わずに外気を取り入れる。または、空調設定温度が低すぎないかを確認し、見直す。
	室外機周辺の障害物を取り除く。
	電気以外の方式(ガス方式等)の空調熱源や、太陽熱集熱器やコージェネレーションなどの排熱利用設備を保有している場合はそちらを優先運転する。
	空調機の節電機能(ピークデマンドカット機能等)を活用する。
	暖房と冷房の同時使用による室内混合を避ける。
	排ガスによる放熱ロスを避けるため、ガス吸収式冷温水機について空気比の適正化を図る。
OA機器	コピー機が複数台ある場合は、使用頻度に応じて稼働台数を減らす。
コンセント 動力	ハロゲンヒーター等の暖房機器を個人で使用しない。
	温水洗浄便座は可能な範囲で保温・温水の温度設定を下げ、不使用時はふたを閉める。
	電気式給湯器、給茶機、エアタオル等のプラグを可能な範囲でコンセントから抜く。
	自動販売機の管理者の協力の下、冷却停止時間の延長や節電モードへの切り替え等を行う。
	混雑時以外はエレベータやエスカレータの稼働を停止または台数を減らす。
	ディスプレイの明るさを下げ、不要時は消灯する。
自動車	エコドライブ*を心がける。(ふんわりアクセル、減速時は早めにアクセルを離す等)
その他	デマンド監視装置を導入し、警報発生時に予め決めておいた節電対策を実施する。
	コージェネレーション設備を保有している場合は、発電優先で運転する。
	需給調整契約(料金インセンティブ)に基づくピーク調整、自家用発電機の活用等。
	「ウォームビズ」を励行する。
	給湯室では、お湯の出し過ぎに注意し、炎は鍋底からはみ出さないよう火力を調整、鍋に火をかけるときには蓋をする。

●二酸化炭素排出削減の設備の選択

分類	取組内容
空調設備	エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新 空調設定温度・湿度の適正化 使用されていない部屋の空調停止 換気運転時間の短縮等の換気運転の適正化
給湯設備	エネルギー消費効率の高い給湯器への更新 太陽熱利用設備の導入 冬季以外の給湯供給期間の短縮
発電専用設備	太陽光発電設備の導入 燃料電池設備の導入
照明設備	照明対象範囲の細分化 初期照度補正又は調光制御のできる照明装置への更新 人感センサーの導入 LEDや高周波点灯形蛍光灯等の高効率照明への更新 照明を利用していない場所及び時間帯におけるこまめな消灯 照明器具の定期的な保守及び点検
昇降機設備	利用の少ない時間帯における昇降機の一部停止
建物	熱線吸収ガラス・熱線反射ガラス等の高断熱ガラス・二重サッシの導入 ルーバー・ひさしの設置 エアフローウィンドー等の導入 屋上緑化の導入 壁面緑化の導入

●高効率機器の導入

分類	取組内容	エネルギー削減率
エネルギー効率の高い機器の導入	複写機	27.3%
	プリンタ	26.0%
	高効率ルータ	23.9%
	サーバ	29.8%
	ストレージ	33.6%
	冷凍冷蔵庫	16.6%
	自動販売機	32.3%
	高効率照明 (LED 照明等)	削減量 0.021t-CO2/台

●その他の取り組み

取組内容
再エネ由来の電気への切り替え
クールビズ・ウォームビズの実施
ノーカーデーの実施
COOLCHOICE (クールチョイス) の実施
ZEB (ゼブ) *の実現
BEMS (ベムス) *の導入
電気自動車の導入

○家庭部門（※自家用自動車は運輸部門）

家庭部門の地球温暖化対策の具体的な取組になります。これらの取組は二酸化炭素排出量だけでなく、光熱費の削減にもつながります。

削減目標：削減率60%（削減量 23,828t-CO2）

●夏季の省エネ・節電メニュー

分類	内容	節電効果 (削減率)
エアコン	設定温度 28℃を心がける。(設定温度を 2℃上げた場合)	10%
	“すだれ” や “よしず” など窓からの日差しを和らげる。(エアコンの節電になります。)	10%
	無理のない範囲でエアコンを消し、扇風機を使用する。	50%
	※除湿運転やエアコンの頻繁なオンオフは電力の増加になる場合があるため注意が必要です。	
冷蔵庫	冷蔵庫の設定を「強」から「中」に変え、扉を開ける時間をできるだけ減らし、食品を詰め込みすぎないようにする。※食品の痛みにご注意ください。	2%
照明	日中は不要な照明を消す。	5%
テレビ	省エネモードに設定するとともに、画面の輝度を下げ、必要な時以外は消す。 (標準→省エネモードに設定し、使用時間を 2/3 に減らした場合)	2%
温水便座	温水のオフ機能、タイマー節電機能を利用する。 上記の機能がない場合、使わない時はコンセントからプラグを抜く。	どちらかで 1%未満
電気炊飯器	早朝にタイマー機能で1日分まとめて炊いて、冷蔵庫や冷凍庫に保存する。	2%
待機電力	リモコンの電源ではなく、本体の主電源を切る。長時間使わない機器はコンセントからプラグを抜く	2%

出典：経済産業省「夏期の省エネ・節電メニュー」

●冬の省エネ・節電メニュー

分類	内容	節電効果 (削減率)
暖房	重ね着等をして、設定温度を下げましょう。 (エアコンを使用時に設定温度を 22℃から 20℃に下げた場合の数値)	2.7%
	目詰まりしたフィルターを清掃しましょう。 (エアコンの場合の数値)	0.8%
	窓には厚手のカーテンを掛けましょう。 (エアコンの場合の数値)	0.8%
	扇風機やサーキュレータで部屋の上部の暖気を循環させましょう。	—
照明	リビングや寝室などの部屋の明るさを下げましょう。	1.5%
	不要な照明はすべて消しましょう。	4.5%
冷蔵庫	冷蔵庫の冷やしすぎを避け(「強」→「中」、扉を開ける時間を減らし、食品を詰め込みすぎないようにしましょう。 ※食品の傷みにはご注意ください。	1.5%
	壁との間に適切な間隔を空けて設置しましょう。	—
テレビ	省エネモードに設定して、画面の輝度を下げましょう。見ていない時は消しましょう。	1.0%

温水便器	タイマー節電機能を利用しましょう。機能がない場合は便座保温・温水の設定温度を下げ、便座のふたを閉じましょう。	0.2%
洗濯機	洗濯は容量の8割以上を目安にまとめ洗いをしましょう。	0.3%
乾燥機	衣類乾燥機（洗濯機の乾燥機能含む）や浴室乾燥機は、部屋干しと併用して使用時間を短くしましょう。	0.5%
こたつ	使用時間を半分にしましょう。	1.0%
	上掛けなどを活用し、暖気を逃さないようにしましょう。	—
電気カーペット	暖房面積を半分にしましょう。	0.9%
	電気カーペットの下に断熱マットを敷きましょう。	—

※ 「節電効果」は1日間の家庭での電気使用量に対する節電効果の概算値です。

分類	取組内容
ライフスタイル	家族そろってリビングで過ごし、人のいない部屋の照明・エアコンを消すなど、ライフスタイルの見直しをすると省エネになります。
床暖房	床暖房は就寝やお出かけ前の30分前に切るよう心がけましょう。
自動車	エコドライブ*を心がけましょう。
	ふんわりアクセル（10%程度燃費改善）
	減速時は早めにアクセルを離す（2%程度燃費改善）等
公共交通機関	外出に際しては、公共交通機関や自転車をなるべく利用しましょう。
省エネ製品	蛍光灯や白熱電球をLEDに、古いエアコンを新しい省エネエアコンに、給湯器をより高効率なものに換えるなども、省エネに効果的です。
家屋の断熱	窓ガラスを複層ガラスにするなど、家屋の断熱性を高めることも、省エネに効果的です。
パソコン	省電力設定を活用しましょう。
掃除機	詰まった紙パックは交換しましょう。

○ガスの省エネメニュー

分類	内容	節電効果 (削減率)
給湯・お風呂	お湯の出し過ぎに注意しましょう。シャワーの時間を短くすることも省エネに効果的です。 (45℃の湯を流す時間を1分間短縮した場合の数値)	1.9%
	追い焚きが必要ないように、入浴は間隔を空けずに入りましょう。 (2時間の放置により4.5℃低下した湯(200ℓ)を毎日追い炊きする場合の数値)	5.6%
調理	炎は鍋底からはみ出さないように、火力を調整しましょう。 (1日3回、水1ℓ(20℃程度)を沸騰させる時、強火から中火にした場合の数値)	0.3%
	お皿を洗うときの温度を下げましょう。 (洗う時の水の温度を2℃下げた場合の数値)	0.6%
	鍋に火をかけるときにはふたをしましょう。	—

出典：経済産業省「冬季の省エネ・節電メニュー」

※省エネ効果は自立循環型住宅設計ガイドライン設定モデル住宅（一般モデル）を用いた東京での年間のガス消費量の推計値を元に算出した値です。地域・気候条件によって省エネ効果は変動します。

●グリーン購入法に基づく省エネ機器の導入

分類	取組内容	エネルギー削減率
エネルギー効率の高い機器の導入	エアコン	18.8%
	ガスストーブ	2.8%
	石油ストーブ	0.8%
	テレビ	35.6%
	電気冷蔵庫	35.6%
	DVDレコーダー	35.6%
	電子計算機	35.6%
	磁気ディスク装置	0.0%
	ルーター	12.4%
	電子レンジ	0.3%
	電気炊飯器	5.3%
	ガス調理器具	3.9%
	温水便座	21.8%

●その他

分類	取組内容	エネルギー削減量
HEMSを利用したエネルギー管理の実施	HEMS（ヘムス）*の導入	0.12t-CO2/世帯
脱炭素型ライフスタイルへの転換	うちエコ診断*の実施	0.03t-CO2/世帯
	食品ロス*の削減	0.46t-CO2/t
自動車利用の抑制	Web会議システムの活用やテレワークの実施	—
その他の取り組み	ZEH（ゼッチ）*の実現	—
	エシカル消費の実施	—

○運輸部門（自動車、船舶、鉄道）

運輸部門においては、エコドライブなどにより省燃料を推進し、二酸化炭素排出量、エネルギーコストの低減を図ります。

削減目標：削減率 45%（削減量 17,917t-CO2）

分類	取組内容
環境負荷の低い自動車*の普及	次世代自動車（電気自動車(EV)等）の導入（エネルギー削減率 40.7%）
環境に配慮した自動車使用	エコドライブの実践（エネルギー削減量 2.95t-CO2/台） カーシェアリングの実施
公共交通機関の利用促進	公共交通機関の利用（スマートムーブ）
自転車の利用促進	自転車での通勤
共同輸配送の推進	宅配便再配達削減

○廃棄物分野（焼却処分）

3Rの推進によってごみを減らし、焼却による二酸化炭素量を減らします。この取組は、事業者や家庭における経費の削減にもつながります。

削減目標：削減率 37%（削減量 1,175t-CO2）

分類	取組内容
3Rの促進	ごみ分別促進アプリ「さんあ〜る」の使用 下諏訪町食べ残しゼロ「よいさ運動」の実施 簡易包装の実施 捨て方を見据えた買い物
廃棄物焼却量の削減	廃プラスチックのリサイクル（エネルギー削減量 2.7t-CO2/t） 廃油のリサイクル（エネルギー削減量 3.1t-CO2/t） 生ごみの堆肥化

下諏訪町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）資料

1 計画策定の背景

（1）地球温暖化対策を巡る国際的な動き

平成 27 年（2015 年）に COP21 が開催され、パリ協定*が採択されました。パリ協定では、世界全体の平均気温の上昇を抑えるための目標を定めました。その後、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）により、「1.5℃特別報告書」が公表されました。この報告書では、気温上昇を工業化以前の水準から 1.5℃ 上昇を抑えるためには令和 32 年（2050 年）前後に二酸化炭素排出量を実質ゼロにする必要があると示唆しています。こうした背景を受け、欧州連合（EU）では 2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする目標を掲げており、脱炭素社会の実現に向けた機運は高まっています。また、2015 年の国連総会において、人間活動に起因する諸問題を喫緊の課題として認識し、国際社会が協働して解決に取り組んでいくため、持続可能な開発目標（SDGs）を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。SDGs は、17 のゴール及び 169 のターゲットからなり、気候変動やエネルギーなど地球環境に密接に関わる課題に係るゴールも多く含まれており、地球環境に対する国際的な危機感の表れとも言えます。

（2）地球温暖化対策を巡る国内の動き

政府は、平成 27 年（2015 年）に開催した地球温暖化対策推進本部において、令和 12 年度（2030 年度）の温室効果ガス削減目標を、2013 年度比で 26.0%減とする「日本の約束草案」を決定しました。また、同年のパリ協定の採択を受け、政府は「地球温暖化対策計画」を策定することとし、平成 28 年（2016 年）に「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。地球温暖化対策計画は、我が国の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）第 8 条に基づいて策定する、地球温暖化に関する総合的な計画です。この中では、温室効果ガスの排出抑制及び吸収量の目標や、国、地方公共団体、事業者及び国民が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国や地方公共団体が講ずべき施策等について記載されています。一部の地方公共団体では、温室効果ガスの排出量取引制度等も導入され、温室効果ガス排出量が着実に削減されています。さらに、昨今の甚大な被害を及ぼした台風をはじめとする自然災害の影響も契機となり、2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロを表明する地方公共団体が、長野県を含め広がりつつあり、令和 4 年（2022 年）9 月 30 日時点で 785 の地方公共団体が表明しています。このような動きの中、国においても、2050 年カーボンニュートラル*（温室効果ガス排出実質ゼロ）を表明し、脱炭素社会*の実現に向けた取組を強化していくこととしています。

(3) 地球温暖化対策を巡る長野県の動き

長野県では、平成15年(2003年)に「第一次長野県地球温暖化防止県民計画」を策定するとともに、平成18年(2006年)に「長野県地球温暖化対策条例」を定め、地球温暖化対策を進めてきました。しかし、近年の地球温暖化に起因すると考えられる異常気象とそれに伴う災害の頻発化、特に、県民生活や経済活動に甚大な被害をもたらした令和元年東日本台風を受けて、長野県は、令和元年(2019年)12月に都道府県として初めて気候非常事態を宣言するとともに、「2050年度までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすること」(2050ゼロカーボン)を決意しました。また、宣言の理念を具現化するため、令和2年(2020年)4月に「長野県気候危機突破方針」を公表し、2050ゼロカーボンの実現に向け、最終エネルギー消費量の7割削減、再生可能エネルギー生産量の3倍以上への拡大などの具体的な数値目標を掲げました。更に、令和2年(2020年)10月には、全国で初めて、2050ゼロカーボンを目標に掲げる議員提案の「長野県脱炭素社会づくり条例」が全会一致で可決・成立し、持続可能な脱炭素社会づくりを県民総参加で実現するため、長野県は行動計画の策定を求められました。そこで、長野県は、2050ゼロカーボンの達成と持続可能な脱炭素社会の実現を目指し、第四次長野県地球温暖化防止県民計画及び長野県脱炭素社会づくり条例に基づく第一次の行動計画となる「長野県ゼロカーボン戦略」を令和3年(2021年)6月に策定しました。長野県ゼロカーボン戦略は、気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画としても一体的に整理し、農業、生態系、自然災害などの各分野における気候変動影響とそれに対する長野県の適応策をまとめました。

2 地球温暖化に関するアンケート結果

調査期間：令和4年（2022年）9月1日～9月30日

対象者：町メール配信サービス登録者3,017人

調査方法：インターネット 質問数：全14問 回答者数：237人

	設問	R4 件数	R4 %	前回 (H18) %	
問1	あなたの年齢を選択してください				
	10歳代	2	0.8	2.6	
	20歳代	6	2.5	7.7	
	30歳代	16	6.8	10.9	
	40歳代	71	30.0	12.8	
	50歳代	63	26.6	22.0	
	60歳以上	79	33.3	44.0	
	合計	237	100.0	100.0	
問2	あなたは地球温暖化問題についてどの程度知っていますか？				
	よく知っている	23	9.7	24.0	
	ある程度知っている	173	73.0	61.1	
	聞いたことはあるが内容はあまり知らない	35	14.8	13.2	
	まったく知らない	2	0.8	0.4	
	無回答	4	1.7	1.3	
	合計	237	100.0	100.0	
問3	再生可能エネルギー（太陽光・水力・風力など）の利用について、国が推進していることをご存じですか。（いずれか1つ）				
	よく知っている	37	16.7	12.3	
	ある程度知っている	143	64.7	50.5	
	聞いたことはあるが内容はあまり知らない	35	15.8	33.7	
	まったく知らない	2	0.9	2.4	
	無回答	4	1.8	1.1	
	合計	221	100.0	100.0	
問4	再生可能エネルギーについて、あなたがすでに知っているものを教えてください。（複数回答可）				
	太陽光発電	233	22.4	14.7	
	太陽熱発電	65	6.2	18.1	
	風力発電	226	21.7	17.2	
	小水力発電（ダムなどを使わない小規模な水力発電）	131	12.6	新規	
	廃棄物発電・熱利用（ごみ焼却熱を活用する）	132	12.7	11.6	
	バイオマス発電・熱利用（間伐材などの有機物を活用する）	156	15.0	5.1	
	コージェネレーション（石油やガスでの発電にともなう廃熱を回収し熱利用する）	38	3.6	2.4	
	温度差エネルギー（温泉、下水、河川などと大気との温度差により、発電や熱利用をする）	50	4.8	6.6	
	その他	11	1.1	24.0	
	無回答	0	0.0	0.3	
	合計	1,042	100.0	100.0	
問5	再生可能エネルギー設備の、家庭への導入についてお伺いします。 (1)ご家庭での導入について、どのようにお考えですか。				
	既に導入済みである	48	20.3	新規	
	導入を検討している	6	2.5		
	導入に興味がある	92	38.8		
	導入するつもりはない	81	34.2		
	その他	10	4.2		
		合計	237	100.0	
	(2)(1)で「既に導入している」と回答された方にお聞きします。具体的にどのような再生可能エネルギーを活用されていますか。				
	太陽光発電	46	95.8	26.7	
	太陽熱発電	2	4.2	43.3	
	ソーラーシステム	0	0.0	13.3	
	電気自動車・クリーンエネルギー自動車	0	0.0	16.7	
	その他	0	0.0	0.0	
		無回答	0	0.0	0.0
	合計	48	100.0	100.0	

	設問	R4 件数	R4 %	前回 (H18) %
問 5 つ づ き	(3) (1)で「導入を検討している」または「導入に興味がある」と回答された方にお聞きます。具体的にどのような再生可能エネルギーを利用したいとお考えですか。			
	太陽光発電	16	16.4	新規
	太陽熱発電	2	2.0	
	ソーラーシステム	5	5.1	
	電気自動車・クリーンエネルギー自動車	2	2.0	
	その他	72	73.5	
	無回答	1	1.0	
	合計	98	100.0	
	(4) (1)で「導入するつもりはない」と回答された方にお聞きます。利用したくないと考えた理由はなぜですか。(複数回答可)			
	価格が高額だと考えているから	44	30.8	30.1
	期待通りの性能が得られるかどうかわからないから	25	17.5	16.2
	現在の住まいでは設置場所がないと考えているから	34	23.8	20.6
	現在利用している設備が無駄になるから	6	4.2	5.1
	手入れや操作が難しそうだから	13	9.1	12.5
機器を設置すると住まいの外観が損なわれると考えているから	3	2.1	2.2	
これらの再生可能エネルギーについて知らなかった	3	2.1	5.9	
再生可能エネルギーについては関心がなかったから	2	1.4	1.5	
その他	13	9.1	5.9	
合計	143	100.0	100.0	

問 6	再生可能エネルギーへの下諏訪町の取り組み姿勢について、あなたの意見を教えてください。(1)国・県や各企業のエネルギー対策とは別に、下諏訪町としてどのような取り組みをすべきだと思いますか。(最も重要だと考えるもの1つ)			
	多少コストはかかっても、町主体で積極的に取り組み環境にやさしいまちづくりを推進すべきである	62	26.2	51.6
	国・県の指導のもとに、諏訪圏で広域的に進めていくべきである	100	42.2	34.0
	民間企業の取り組みを軸に据え、企業への支援を充実するべきである	28	11.8	新規
	志ある民間団体や個人の支援を進め、官民で連携した取り組みを計画するべきである	38	16.0	新規
	取り組む必要はない	5	2.1	1.1
	その他	3	1.3	4.1
	無回答	1	0.4	9.2
	合計	237	100.0	100.0
	(2)具体的に、再生可能エネルギー導入についてどのような施策に力を入れていくべきだと思いますか。(複数回答可)			
	学校など、公共施設への各種発電設備の導入	170	24.3	16.6
	防災拠点となる施設に太陽光発電などを導入	158	22.5	
	公用車へ電気自動車やハイブリッド自動車を率先して導入	70	10.0	10.9
	観光や環境学習を目的とした発電設備の導入(モニュメント・シンボルタワー等)	26	3.7	3.8
	町内の住民・企業に対する再生可能エネルギー導入についてのPR	133	19.0	16.3
	町内の住民・企業に対する再生可能エネルギー導入に対する補助金などの助成	136	19.4	13.5
	上記のいずれも必要ない	4	0.6	0.2
その他	4	0.6	37.0	
無回答	0	0.0	1.7	
合計	701	100.0	100.0	

問 7	町内で太陽光発電や風力・太陽光ハイブリッド発電を導入する場合、どのような利用方法が良いと思いますか。(複数回答可)			
	公園や緑地に導入し環境共生型の施設とする	105	18.4	21.9
	街灯や案内表示電光掲示板などに導入する	121	21.2	20.7
	公共施設へ導入し、自然エネルギーを利用した環境にやさしい施設とする	145	25.4	31.0
	町体育館、町役場、学校のような公共大型建築物に導入し、防災拠点として活用する	190	33.3	23.4
	その他	9	1.6	0.5
	無回答	0	0.0	2.5
合計	570	100.0	100.0	

	設問	R4 件数	R4 %	前回 (H18) %
問8	家庭での太陽光の利用について、あなたの意向を教えてください。 どのような条件が整えば、住宅用太陽光発電システム・太陽熱温水器等の導入に対し、より前向きに考えようと思えますか。(特に重要なものひとつ)			
	機器代や光熱費等のトータルコストが割安になれば	130	54.9	54.6
	省エネや環境保全効果など、個人による導入の必要性が納得できれば	19	8.0	7.9
	行政や企業等が率先して導入を進めれば	13	5.5	3.4
	機器購入・設置、補助金交付申請など、マニュアル的な情報が提供されれば	50	21.1	10.9
	近所・職場など、身近に導入する例が見られるようになれば	8	3.4	10.3
	その他	17	7.2	2.6
	無回答	0	0.0	10.3
	合計	237	100.0	100.0

問9	再生可能エネルギー導入促進のため、住宅用太陽光発電システムやクリーンエネルギー自動車など再生可能エネルギーの機器設置・購入に対して、国の助成制度があることをご存知でしたか。(いずれか1つ)			
	よく知っている	41	17.3	11.7
	詳しいことを知りたいが問い合わせ先が分からない	22	9.3	59.6
	聞いたことはあるが内容はわからない	159	67.1	9.5
	興味がない	8	3.4	8.6
	その他	6	2.5	4.3
	無回答	1	0.4	6.3
		合計	237	100.0

問10	電気自動車・クリーンエネルギー自動車についてお伺いします。 (1)電気自動車・クリーンエネルギー自動車の導入についてどのようにお考えですか。(いずれか1つ)			
	既に利用している	10	4.2	1.3
	購入を予定・検討している	4	1.7	1.9
	将来的には購入しても良い	152	64.1	55.5
	将来的にも購入することはない	22	9.3	11.9
	わからない	39	16.5	23.1
	無回答	10	4.2	6.3
	合計	237	100.0	100.0
	(2)(1)で「購入を予定・検討している」または「将来的には購入しても良い」と回答された方にお聞きします。今後どのような変化があれば購入の決め手になりますか。(回答は2つまで)			
	コストダウンが進めば	97	35.4	新規
	補助制度が充実すれば	58	21.2	
	車種が増えて選択肢が充実すれば	55	20.1	
	充電ステーションが増えれば	60	21.9	
	その他	4	1.5	
合計	274	100.0		

問11	全国的に再生可能エネルギーや省エネルギー関連のボランティア活動やNPO、NGO組織があり、活発に運動していますが、あなたの考えを教えてください。(いずれか1つ)			
	既に参加している	1	0.4	0.2
	許す範囲で参加してみたい	80	33.8	48.1
	関心がない	132	55.7	29.1
	その他	24	10.1	11.0
	無回答	0	0.0	11.6
	合計	237	100.0	100.0

問12	エネルギー資源の節約や地球温暖化対策に対しては、再生可能エネルギー導入とともに、省エネルギーも重要な課題です。省エネルギーについて、あなたの取り組み姿勢を教えてください。 (1)あなたは省エネルギーについてどのようにお考えですか。(いずれか1つ)			
	日頃から、環境のために省エネルギーを心がけている。	53	22.4	22.7
	日頃から、家計節約のために省エネルギーを心がけている。	106	44.7	48.8
	あまり省エネルギーをしていないが、環境のために今後行っていきたい。	33	13.9	14.7
	あまり省エネルギーをしていないが、家計節約のために今後行っていきたい。	31	13.1	8.2
	省エネルギーを行っていない。	13	5.5	0.6
	無回答	1	0.4	5.0
	合計	237	100.0	100.0

	設問	R4 件数	R4 %	前回 (H18) %
問 12 つづき	(2) (1)で「日頃から、環境のために省エネルギーを心がけている」又は、「日頃から、家計節約のために省エネルギーを心がけている」を選んだ方だけにお伺いします。家族で実行できる「省エネルギー方法」の中で、どのようなことを実行されていますか。(複数回答可)			
	照明やテレビ、パソコン、ステレオなどのスイッチをこまめに消す	137	13.8	12.7
	長時間使用しない電気機器は主電源を切ったり、コンセントからプラグを抜く	79	7.9	9.2
	エアコンを冷えすぎたり、温まり過ぎないように適正な温度を設定している	99	10.0	5.4
	長時間使用しない部屋の冷暖房はひかえる	88	8.9	7.9
	冬は、部屋の保温に心がける(例：カーテンの利用、暖房機の位置など)	88	8.9	8.4
	シャワーで温水を使うときは、水栓の開け閉めをこまめにする	63	6.3	5.1
	風呂の残り湯を洗濯に使う	50	5.0	6.6
	冷蔵庫の開閉はできるだけ少なく、また短時間にする	87	8.8	9.5
	通勤やレジャーには、マイカーの利用を控え、バスや鉄道などを利用する	11	1.1	6.0
	近くであれば、マイカーの使用は控え、徒歩や自転車で出かける。	65	6.5	1.1
	自動車やバイクの運転では、急発進・急停車、無用なアイドリングはしない	86	8.7	7.6
	自動車の購入に際しては燃費を重視している	62	6.2	9.0
	電気製品の購入に際しては「省エネタイプ」を重視している	78	7.8	5.9
その他	1	0.1	0.9	
無回答	0	0.0	4.7	
合計	994	100.0	100.0	

問 13	(1)省エネルギーの観点では生ごみの分別が非常に効果的です。下諏訪町には生ごみリサイクル事業という制度があるのをご存じですか。			
	既に参加している	63	26.6	新規
	興味はあるが参加していない	102	43.0	
	聞いたことはあるが興味はない	49	20.7	
	まったく知らない	22	9.3	
	無回答	1	0.4	
	合計	237	100.0	
	(2) (1)で「興味はあるが参加していない」と回答された方にお伺いします。参加にあたって障がいになっているものは何ですか。(複数回答可)			
	仕組みがよくわからない	41	32.0	新規
	手間がかかりそう	53	41.4	
近所付き合いは面倒	20	15.6		
その他	14	10.9		
合計	128	100.0		

問 14	再生可能エネルギー・省エネルギーについて、検討して欲しいことや興味のあること、アイデアなどがありましたらご自由に記入をお願いします。			
	○太陽光発電 ・太陽光発電で発電したエネルギーを自治体で買い取り運用を行う。 ・今後新築を計画している人には、ソーラーを呼びかけていったら、きっかけとしては良いのでは。 ・太陽光発電等は必要不可欠なグリーンエネルギーです。町民皆が前向きになるにはコストです。政府や町はキレイごとだけでなくコスト面について真剣に取り組むべきでは！中電の買い取り価格なんて馬鹿にしてるよね！ ・太陽光パネルの設置をもっと安くできるようにしてほしい。 ・諏訪湖の上にソーラーパネルを設置し諏訪全体で利用する。 ・住民に向けた太陽光発電システムの勉強会と、各家庭導入時、住居に設置するに当たっての注意点の判り易い説明を検討していただきたいと思います。 ・公共施設に太陽光発電を導入。 ・自然を壊さない太陽光発電は、進めても良いのではないかとかがえます。 ・太陽光発電の買取価格が安すぎる。もっと高くしないとメリットが出ない。機器代金が高すぎる。とくに電池。 ・公共施設などの日当たりが良い場所への太陽光発電の設置。 ・各家庭にソーラーパネルがあり蓄電池の購入を考えているかのアンケートをとり多ければメーカーに代数のまとめ買いの交渉をし安く提供してもらおう。希望メーカーもアンケートをとる。			
	○風力発電 ・諏訪湖の近くは風も強く、太陽の光を遮る物もないため、発電施設や避難所の防災設備の推進が起きると思います。場所的に水害が一番想定されるが、災害に強い町・再生エネルギーに取り組める環境だと感じています。 ・赤砂崎公園、湖畔沿い、山などへの風力発電の設置など。			
	○小水力発電 ・観光地として街灯などはもっと多く設置すべきだと思いますしライトアップ等も積極的に取り組むべきだと思います。反面小規模な小水力発電など見た目にも興味を引く発電システムの導入は街のイメージアップにもつながっていくと思います。 ・小規模水力発電を推進して下さい。水じたいを使わないので、権利関係を整備すれば可能ではないのでしょうか。			

○電気自動車

- ・電気自動車は、充電するのに大量の電力を消費するので自治体で導入する案があれば掘り下げて検討して下さい。

○地中熱（温泉）

- ・諏訪圏の6市町村の中でも恵まれた下諏訪町の持つ温泉という資源を生かしつつ、省エネルギーへの取り組みとしてできることを述べる。かつてからある共同温泉の利用の促し。個別の家庭で湯を沸かすなどより、共同浴場を利用した方がはるかに省エネルギーにもなるのではないかと積極的に共同湯を利用する家庭や個人には温泉ポイントを付与し、地域限定通貨（下諏訪スタンプ！？みたいな）のような利用方法で広く展開するなど。
- ・下諏訪の温泉は高温なので、エネルギー利用できたら良いと思うが。温泉は現在でもトラブルが多いから難しいのであろうか？
- ・温泉熱や地中熱利用。
- ・温泉地熱発電は下諏訪町では可能なのでしょうか。
- ・下諏訪町には温泉という資源があるので利用できる仕組みをつくってほしいです。
- ・温泉を暖房や発電に利用して雇用創成、エネルギー自給をすすめる。
- ・温泉熱の利用。
- ・地熱発電等。地の利を生かせるのではないかと思います。

○補助金

- ・町独自の補助金を作ってほしい、ソーラー発電をしたいがコスト的な問題で迷っている。
- ・新築家屋に対しての再生可能エネルギー、省エネルギーの推進と補助金、減税処置。
- ・具体的な環境保全の行動（片手間でできることだとなおよし）、どのような補助があるか少しずつでも知ることができればうれしい。
- ・設備及び購入費用に対して、国・地方自治体の多分なる補助をしていただいて、導入が容易にできると良いと思う。
- ・ソーラーパネル導入の支援が必要です。
- ・太陽光発電システムとか蓄電池システムの補助金を町でもしてほしい。
- ・補助の充実
- ・購入時の補助以外に町の予算を使わずコツコツ自家処理している個人、家庭に対しても目を向けてもらえればありがたいです。
- ・蓄電池などの補助金をお願いします。
- ・導入の為に補助金の増額（もしくは全額）を検討してほしい。その為の条件も定める必要があると思います。全額補助であれば、かなり関心を持つと思います。
- ・蓄電池の補助金を半額。
- ・再生可能エネルギーを導入するにあたって低コストであれば、拒む人はいないのではないかと思います。積極的に導入が進むように補助金などが1番有効なのではないでしょうか。

○自然環境・森林保全

- ・樹木伐採してのソーラーパネル設置は考え直す必要があると思う。災害、CO2吸収も考えて。建物の屋上を活用していく方が良いと思う。
- ・再生可能エネルギーを導入することは良いと思うが、設置する際の自然環境への負荷はぜひ検討してほしい。（設置することだけが良いこととは思わない）
- ・山や土手など木々を広範囲にわたって伐採し太陽光パネルを設置するのはやめてください。水質悪化、土砂崩れ、動物の居場所が狭くなるなど環境破壊エネルギーとなります。また、山を切り開いてのメガソーラー建設中止を近隣市区町村にも訴えかけてください。再生可能エネルギーは理想論です。現実論に立って発電について考えてください。国には原子力発電（長野県においては地理的に無理ですが）の再稼働、新設を要望してください。

○生ごみリサイクル

- ・生ごみリサイクルは町内全家庭参加とする。
- ・下諏訪町の生ごみリサイクルは、他地区の方から非常に素晴らしいと言われています。今後はフードロスの観点から、町内の小売店やスーパーの賛同を得て定期的に賞味期限の違うものを無償で提供する、物々交換をする場を設けてみてはと考えます。子ども食堂やコロナによる低所得世帯もあり物が買えない買いつらい世帯もあると思いますが、私を含めて「気兼ねなく」物を譲り合える町なら良いなと思います。
- ・全世帯が生ごみリサイクルに参加すべき。
- ・生ごみのリサイクル事業はとても助かっているの、今後も続けて欲しい。

○周知・アピール

- ・下諏訪町としてアピール不足だと思う。いろいろな制度や助成について、知らないことが多かった。きちんと広報などで周知してほしい。
- ・下諏訪町配信メールはありますがアプリ対応をして欲しいです。年配の方や、学生の年代の方は新聞や学校などで知識を得るとは思いますがその間の年代の方は余り知らない方が多数かと思っています。
- ・下諏訪町での省エネや再生可能エネルギーの活動のスローガン（長期的、短期的）を掲げて、町のシンボルとしていけたら良い。
- ・保育園や学校教育での啓蒙活動。
- ・町民に分かりやすく説明、再生エネルギーの良さをもっと伝える。
- ・環境にとってよい取り組みなどの情報をみんなが知れるようにイベントや情報誌でもっと発信してほしい。

○イベント

- ・「電気のない生活をしてみようイベント」で、人がいかに電力に依存しているかを体験的に理解してもらおう。
- ・公民館や一般人対象の教室などでPR講習会。

○プラスチックの資源化

- ・駅前にはリサイクルステーションがあり、助かっていますが、食品ケースまたは蓋のプラスチックが町としての方針でリサイクルの対象になっていない。是非集めてもらいたい。
- ・日々、買い物をする大量のプラスチックが出る。それを一つ一つ洗い、資源回収に出しているが、けっこう労力がかかる。コンビニとかで売れる商品が紙製の梱包になれば、すぐ燃えるごみとして捨てることできて便利と思う。家の断熱や生ごみのコンポストはやってみたいと思いついていない。

○取組方針

- ・先行投資をどのようにしたらいいかが課題だと思います。町が個人住宅の屋根を借り上げて太陽光パネルなどを設置し、負担を減らすなど、出来れば良いと思います
ただ漠然と環境や再生エネルギーを知らしめても実際各家庭や事業所が取り入れられる具体的なモノ(物)とは何か、どのくらいの物でどれほどの規模のエネルギーとなるのか、導入コスト(初期費用等の負担)はどれほどなのか、メンテナンスや取替時期の必要性和コスト、金銭面で今後の補助等の見直し、低所得者でも取り入れられるような機器の安価なリース制度の導入、下諏訪町として目指す直近や今後の具体的な目標内容と道先、良い点とリスクなど、10年先までの継続使用を見越した丁寧な説明や推進も考えてリーダーシップを町中心にとってほしいです。本気でやるならば町をあげて取り組んで、いつかは当たり前のように再生エネルギーが使われる場所になれば人口が減るいっぽうの下諏訪に新しいサービスや可能性が生まれるように思います。
- ・一般家庭、個人でできることは既にかなりやっていると思うし成果も限られる。
大きな成果を出すには広域圏での長期視点に立った取組が不可欠である。
諏訪地方のように狭い地域で複数の自治体がバラバラな取組をしていては大きな成果は期待できない。SDGSを進めるためにも前提として自治体運営のレベルアップが必須条件である。
- ・技術開発に力を入れる。支援制度の充実、特に国レベル。
- ・諏訪の豊かな自然を活かした再生可能エネルギーを前面に押し出した複合施設など、魅力的な場所があると地元としても、観光地としても、移住地としても活性化するのはないでしょうか。
- ・まず、実行する事が大事と考える。
- ・街として再生可能エネルギーに取り組んで、各家庭に還元できませんか？
- ・再生可能エネルギー100%を目指す下諏訪町。
- ・働く時間を効率よく使いエネルギー消費を集中させる。
- ・地味ではありますが、普段行なっていることの見直し、色んな角度から観るとなるほどこんなことがあったのか、なんてことが出てくると思います。
- ・インフラに関しては一地方自治体でなんとかできるレベルではなく国レベルの問題である。国が主体的に動くよう、地方自治体として働きかけを積極的に行うべき。加えて、町としては、住民への補助対応が一番効果的だと思う。
- ・エネルギーとかデカイ事言っていないで、町に学校(専門学校とか)を誘致して欲しい。高齢化著しい中で既に町の存在が省エネルギーなんです。町を活性化する話を先にして欲しいし、アンケートとかもって欲しい。町が無くなれば、人が居なくなれば自然と省エネルギーになっていきますよ。そうでしょう？
- ・防災士制度のように講習を受けたり積極的な活動に取り組んでいる人対象に【認定制度】を策定する。
- ・【省エネ都市宣言】をする。
- ・町職員や議員、町の有志や希望者の先進町視察を計画する。
- ・気軽に、手軽に、低コストで出来るものでないと、なかなか広まらないとおもいます。国の指示待ちではだめ。なるべく早く取り組むべき。
- ・町だけで電気をつくり各家庭に安値で供給。
- ・快適な生活を追い求め過ぎていると思います。少し謙虚な気持ちが必要だと思います。
- ・町のPRだけにとらわれず、使用電力の小さい物や、災害時に役立つなど現実的な面から整えて欲しい。環境への配慮は考えていきたいけど、コストもかかるので町民の負担が増えすぎないようにしてもらえるとありがたい。
- ・太陽光エネルギー以外の再生可能エネルギーに対しても十分検討して頂きたい。
- ・各家庭での再生エネルギー化に対する情報提供や補助金などをもっと欲しい。
再生エネルギーへの移行をやりやすい地域になり、少しずつでも、自力で電気を作る環境作りを推進して欲しい。
先駆的な取り組みから注目を浴びることにより、下諏訪町を活性化できるといいなと思う。
- ・自宅に設備導入するとして、その後何年もつのか、どのような廃棄になるのか、まで示してもらえると、未来のために自信を持って導入できたり、他の資源についてもそのような考えが出来ると思いますが、
- ・先進的な取り組みをする町であってほしい。町のリーダーに当たる人の理解を進めてほしい。

3 下諏訪町地球温暖化対策実行計画策定の経過

1 住民意見の聴取

開催日	会議名	主な検討内容
令和4年 9月1日	「地球温暖化対策」に関するアンケート調査 (～9月30日)	対象者：町メール配信サービス登録者 3,017人 調査方法：インターネット（L o G oフォーム） 質問：全 14 問 回答者数：237人
11月25日	実行計画案パブリックコメントの実施（～12月23日）	対象者：一般町民 募集方法：町ホームページ、住民環境課窓口閲覧 意見提出者：3人 提出件数：6件

2 下諏訪町環境審議会

(1) 委員名簿

五十音順、敬称略

区分	氏名	現職等	備考
学識経験者	有賀 守	区長会長	
行政機関	小川 滋	県水産試験場 諏訪支場長	
行政機関	是永 剛	諏訪地域振興局 環境課長	
学識経験者	坂本 真一	校長会代表	
学識経験者	篠遠 正光	町農業委員会 会長	
学識経験者	瀧田 睦美	町保健補導委員会 連合会長	
学識経験者	常田 栄二	町衛生自治会 連合会長	会長
町議会	森 安夫	町議会議長	
学識経験者	安田 弘	商工会議所 専務理事	

注) 任期：令和4年1月1日～令和5年12月31日

(2) 審議経過

開催日	会議名	主な検討内容
令和4年 5月6日	第1回 環境審議会	委嘱書交付、会長の選任、町長から環境審議会へ計画一部見直しの諮問
7月28日	第2回 環境審議会 (書面開催)	再生可能エネルギー設備の設置等に関するガイドラインの一部改正
11月上旬	第3回 環境審議会 (書面開催)	実行計画書の素案
令和5年 2月9日	第4回 環境審議会	環境基本計画・実行計画の最終案、答申書案
2月9日	答申	常田会長から宮坂町長に答申

3 下諏訪町地球温暖化対策実行計画策定委員会

(1) 委員名簿

五十音順、敬称略

区 分	氏 名	現 職 等	備 考
団体	岡田 仁志	ものづくり支援センターしもすわ コーディネーター	
学校	片倉 栄一	下諏訪北小学校 環境係	
PTA	小松 理恵	下諏訪南小学校 P T A 副会長	
個人	今野 英彦	一般公募	
企業	今野 由香里	合同会社 ch i o k o 代表	会長
個人	佐藤 広子	一般公募	
団体	登内 秀幸	下諏訪町環境基本計画推進委員会 副委員長	
企業	長崎 功	サンケイ商事 代表	
個人・団体	中村 義幸	長野県地球温暖化防止活動推進員・諏訪湖浄化推進「和限」	
団体	成澤 孝子	下諏訪町生ごみリサイクル推進委員会 委員	
団体	宮阪 充英	第 1 0 区衛生自治会 相談役	副会長

注) 任期：令和4年6月5日～令和5年3月31日

(2) 審議経過

開催日	会議名	主な検討内容
令和4年 6月5日	第1回 策定委員会	委嘱書交付 11名、正副会長の選出、策定計画の概要説明、今後のスケジュール
6月23日	第2回 策定委員会	委員からの提案、実行計画（区域施策編）の策定、再生可能エネルギー設備のガイドラインの改正
7月12日	第3回 策定委員会	実行計画策定、再生可能エネルギー設備のガイドラインの改正、研修視察、再エネ・省エネアンケート実施
8月25日	第4回 策定委員会	実行計画書（素々案）、研修視察、再エネ・省エネアンケート実施
9月29日	視察研修	落合水力発電所【小水力発電】 下諏訪町清掃センター【資源循環】 下諏訪町生ごみリサイクルセンター【食品ロス】 諏訪湖浄化推進「和限」ヒシ処理場【バイオマス】 あやめ源湯発電所（諏訪市）【地熱・温泉熱発電】
10月31日	第5回 策定委員会	実行計画書（素案）、研修視察報告、再エネ・省エネアンケート結果、イベント検討
令和5年 1月26日	第6回 策定委員会	実行計画の最終案、答申書案
2月9日	答申	今野会長から宮坂町長に答申

4 下諏訪町地球温暖化対策実行計画見直しの経過

1 下諏訪町環境審議会

(1) 委員名簿

五十音順、敬称略

区 分	氏 名	現 職 等	備 考
行 政 機 関	上島 剛	県水産試験場 諏訪支場長	
学 識 経 験 者	大和 久子	町農業委員会 会長	
学 識 経 験 者	清水 晃	区長会長	R8.1.1～
学 識 経 験 者	長崎 修	町衛生自治会 連合会長	会長
町 議 会	中山 透	町議会議長	
学 識 経 験 者	野村 修治	校長会代表	
学 識 経 験 者	安田 弘	商工会議所 専務理事	
学 識 経 験 者	山口 広志	区長会長	～R7.12.31
行 政 機 関	山本 一海	諏訪地域振興局 環境課長	

注) 任期：令和6年1月1日～令和7年12月31日、令和8年1月1日～令和9年12月31日

(2) 審議経過

開催日	会議名	主な検討内容
令和7年 9月25日	第1回 環境審議会	委嘱書交付、町長から環境審議会へ計画一部見直しの 諮問
12月4日	第2回 環境審議会	環境基本計画改定の素案（書面開催）
令和8年 2月25日	第3回 環境審議会	環境基本計画改定の最終案、答申書案
2月25日	答申	長崎会長から宮坂町長に答申

資料4 下諏訪町環境基本条例

平成13年12月21日
町条例第21号

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策
 - 第1節 施策の基本方針(第6条—第8条)
 - 第2節 環境の保全及び創造に関する施策(第9条—第18条)
 - 第3節 施策の推進体制(第19条・第20条)
- 第3章 下諏訪町環境審議会(第21条—第30条)

前文

私たちの下諏訪町は、豊かな森林とそこではぐまれた清らかな水の流れそして眼下の諏訪湖など、多様性に富む自然環境の恵みのもとで、歴史を刻み、文化を築き上げてきた。

しかしながら、今日の社会経済活動は、資源やエネルギーの大量消費を伴い、大気や水を汚し、豊かな自然や居住環境や生活文化が損なわれるおそれを生じさせている。また、すべての生物の生存基盤である地球規模での環境問題も生じている。

すべての住民は、健全で豊かな環境の恩恵を受ける権利を有するとともに、この環境を将来の世代に引き継いでいく責務を担っている。

ここに、町民憲章を尊重し、すべてのものの参加と連携の下、自然と人とが共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができるまちを築くため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに町、事業者及び住民(滞在者及び観光客を含む。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたり住民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 環境の保全及び創造は、住民が健康で文化的な生活を営む上で必要とされる健全で恵み豊かな環境の恩恵を受ける権利を有するとともに、良好な環境を将来へ引き継いでいく責務を有することを認識して行わなければならない。

2 環境の保全及び創造は、生物の多様性の確保に配慮するとともに、自然環境を地域の自然的及び社会的条件に応じて保全しつつその適正な利用を図ることで、自然と人との共生が確保されるように行わなければならない。

3 環境の保全及び創造は、すべての者の適切な役割分担の下、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会が構築されるよう、自主的かつ積極的に行わなければならない。

4 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球環境と深くかかわっていることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において地球環境の保全に資するように行わなければならない。

(町の責務)

第3条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 町は、自らの環境の保全及び創造に資する取組を率先して実行するとともに、住民及び事業者(以下「住民等」という。)の環境の保全及び創造に資する取組を支援するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第 4 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、良好な環境の保全及び創造に関する社会的な責任を認識し、環境への負荷を低減するとともに、公害の発生を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、その責任において必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動にかかわる製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減が図られるよう努めなければならない。

3 事業者は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(住民の責務)

第 5 条 住民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 環境の保全と創造に関する基本的施策

第 1 節 施策の基本方針

(施策の基本方針)

第 6 条 町は、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づく各種の施策を相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

(1) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地及び水辺等における多様な自然環境の保全及び創造を行い、自然と人とが共生する良好な環境を確保すること。

(2) 大気、水及び土壌等の自然の構成要素を良好に保全することにより、人の健康の保護並びに生活環境の保全及び創造を図ること。

(3) 住民が健康で安全に暮らせる潤いと安らぎのある生活空間を形成し、並びに自然環境と一体になった美しい景観及び地域の歴史的文化的な特性を生かした快適な生活環境を創造すること。

(4) 廃棄物の減量、資源の循環利用及びエネルギーの有効利用等の推進を図り、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会を築くこと。

(5) 環境の保全及び創造への取組を通じて、地球環境の保全に貢献すること。

(6) 環境の保全及び創造に関する意識の高揚を図るとともに、施策を効率的かつ効果的に推進するため、町及び住民等が協調して取り組むことのできる社会を築くこと。

(環境基本計画)

第 7 条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、下諏訪町環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、住民等の意見が反映されるよう努めるとともに、下諏訪町環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときには、これを公表しなければならない。

5 町長は、環境基本計画の適切な運用及び進行管理を行い、必要に応じて環境基本計画を変更するものとする。

6 第 3 項及び第 4 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境の状況等の公表)

第 8 条 町長は、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を公表しなければならない。

第 2 節 環境の保全及び創造に関する施策

(規制的措置)

第 9 条 町は、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

第 10 条 町は、住民等が自ら行う環境への負荷を少なくするような施設の整備等に対し、助成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(施設の整備等)

第 11 条 町は、環境の保全及び創造に資する公共施設の整備その他これに類する事業を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査及び監視体制の整備)

第 12 条 町は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を実施するため、必要な監視、測定及び調査の体制を整備するよう努めるものとする。

(資源の有効利用の促進)

第 13 条 町は、環境への負荷の低減を図るため、住民等による廃棄物の減量及び適正処理並びに資源及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(住民等の自発的活動の促進)

第 14 条 町は、住民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第 15 条 町は、住民等が環境の保全及び創造について理解を深めるとともに、これに資する活動の意欲を高めるため、環境教育及び環境学習の振興並びに広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 16 条 町は、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(地域環境の保全)

第 17 条 町は、自然環境及び水環境の保全及び継承に積極的に対処し、地域環境の保全のため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 町は、集水域の浄化等諏訪湖の環境保全に当たっては、住民等及びその他関係機関と十分な連携を取りながら施策の推進に努めるものとする。

3 町は、八島高原その他の自然環境及び歴史的環境を適切に保全し、将来に継承するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地球環境の保全)

第 18 条 町は、地球温暖化の防止その他の地球環境の保全に関して、地域において取組が可能な施策を推進するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 節 施策の推進体制

(推進体制の整備)

第 19 条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 20 条 町は、環境の保全及び創造に関する施策の推進に当たっては、国及び他の地方公共団体等と協力するものとする。

第 3 章 下諏訪町環境審議会

(設置)

第 21 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議するため下諏訪町環境審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第 22 条 審議会は、環境の保全及び創造に関する基本的事項並びに次に掲げる事項について、町長の諮問に応じて調査審議するほか、当該事項について町長に意見を述べることができる。

(1) 下諏訪町環境保全に関する条例(昭和 47 年下諏訪町条例第 18 号)に規定する事項

(組織)

第 23 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 町議会議員

(3) 関係行政機関の職員

(4) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第 24 条 審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 25 条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 26 条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第 27 条 審議会は、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、審議会の意見を聴いて町長が委嘱する。

3 専門委員は、専門の事項について調査が終わったときは、解任されるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第 28 条 審議会の委員の報酬は、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 45 年 下諏訪町条例第 3 号)により支給する。

(幹事)

第 29 条 審議会に、必要があるときは幹事を置くことができる。

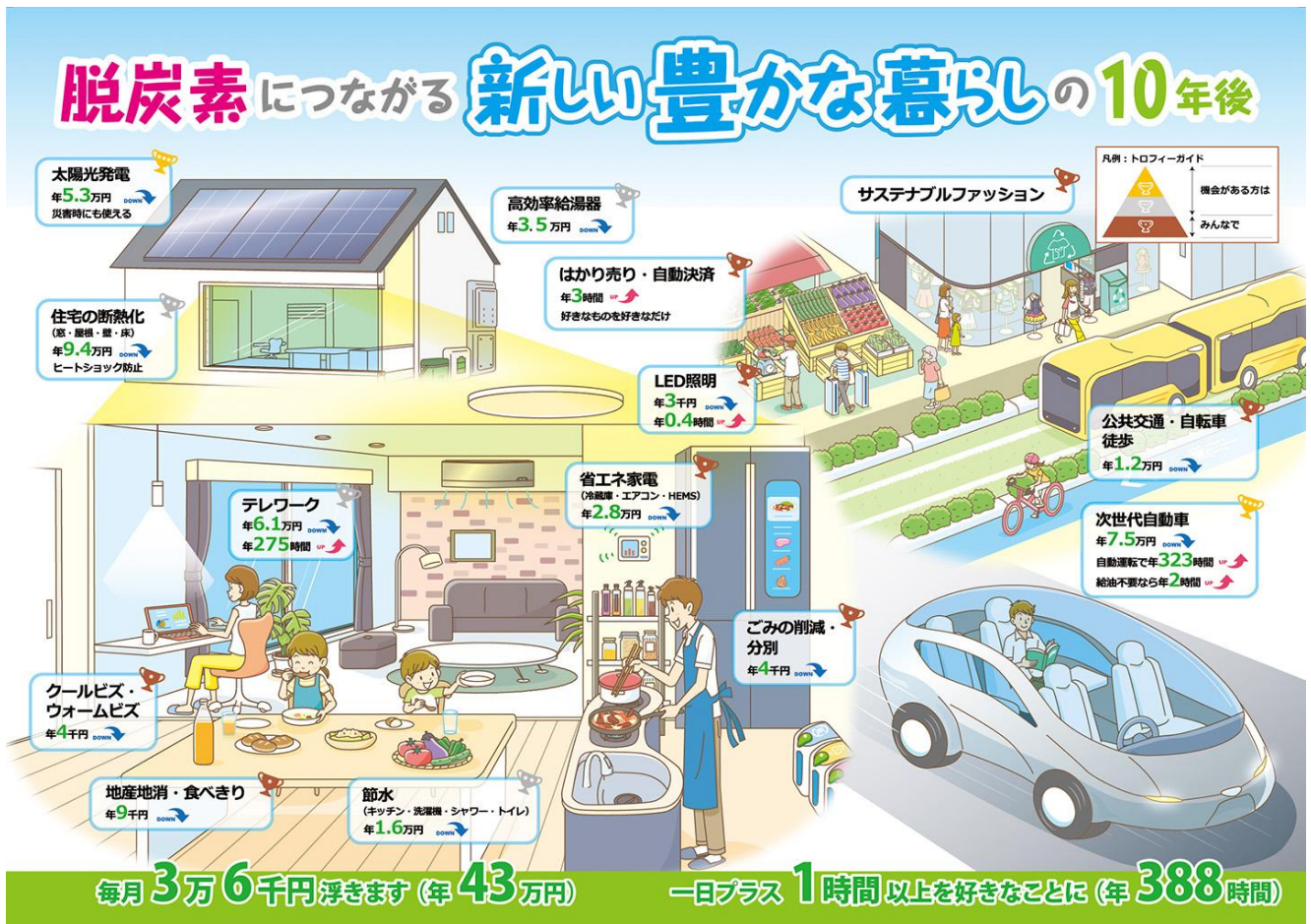
2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(補則)

第 30 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

〈以下省略〉



出典：環境省「デコ活」

資料5 下諏訪町環境基本計画 検討体制

●第3次計画策定時

環境審議会 委員名簿

五十音順、敬称略

区 分	氏 名	現 職 等	備 考
町 議 会	金 井 敬 子	町議会議長	
学識経験者	唐 澤 勲	町衛生自治会 連合会長	会長
学識経験者	唐 澤 裕 子	校長会代表	
行 政 機 関	是 永 剛	県諏訪地域振興局 環境課長	
学識経験者	篠 遠 正 光	町農業委員会 会長	
学識経験者	數 納 隆 利	区長会長	
学識経験者	樋 口 敦 子	町保健補導委員会 連合会長	
行 政 機 関	降 幡 充	県水産試験場 諏訪支場長	
学識経験者	安 田 弘	商工会議所 専務理事	

注) 任期：令和2年1月1日～令和3年12月31日

●第3次計画見直し時

環境審議会 委員名簿

五十音順、敬称略

区 分	氏 名	現 職 等	備 考
行 政 機 関	上 島 剛	県水産試験場 諏訪支場長	
学識経験者	大 和 久 子	町農業委員会 会長	
学識経験者	清 水 晃	区長会長	R8.1.1～
学識経験者	長 崎 修	町衛生自治会 連合会長	会長
町 議 会	中 山 透	町議会議長	
学識経験者	野 村 修 治	校長会代表	
学識経験者	安 田 弘	商工会議所 専務理事	
学識経験者	山 口 広 志	区長会長	～R7.12.31
行 政 機 関	山 本 一 海	諏訪地域振興局 環境課長	

注) 任期：令和6年1月1日～令和7年12月31日、令和8年1月1日～令和9年12月31日

資料6 用語集

【英字・数字】

◆BEMS [ベムス] (Building Energy Management System)

ビルのエネルギー管理システムのこと。機器や設備の運転管理により、エネルギー消費量を見える化し、効率よく管理、運用するシステム。

◆ESG投資

環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) の要素も考慮し、投資対象を選別することを指す。

◆EV (電気自動車) (Electric Vehicle)

外部電源から車載のバッテリーに充電した電気を用い、電動モーターを動力源として走行する自動車。CO₂は排出されない。

◆FCV (水素自動車)

燃料電池自動車。燃料電池で水素と酸素の化学反応による電気を取り出してモーターを回す自動車。排ガスを出さず、水のみが排出される。

◆GTFS [ジー・ティー・エフ・エス] (General Transit Feed Specification)

一定のルールに沿って作られたTXTファイル群で構成された、“公共交通の情報を利用者に届ける”手段のひとつとして世界で普及が進み、多くの地域でオープンデータとして公開されています。バスだけでなく、鉄道・バス・船・飛行機など、様々な公共交通に利用することが可能です。

◆HEMS [へムス] (Home Energy Management System)

住宅のエネルギー管理システムのこと。家庭内で電気を使用している機器について、一定期間の使用量や稼働状況を把握し、電力使用の最適化を図るための仕組み。

◆Jクレジット制度 [ジェイクレジット]

省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

◆SDGs [エス・ディー・ジーズ] (Sustainable Development Goals)

2030 (令和12)年までに国際社会全体が取り組むべき『持続可能な開発目標』。17の目標と更に具体化した169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。

◆ZEB [ゼブ：ネット・ゼロ・エネルギー・ビル] (Net Zero Energy Building)

ビルの室内環境を快適にしながら、建物で消費する年間一次エネルギー収支をゼロにすることを目指した建物。省エネの推進、再生可能エネルギーの導入などによりエネルギー消費量を正味ゼロにすることを指す。

◆ZEH [ゼッチ：ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス] (Net Zero Energy House)

住宅の室内環境を快適にしながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを指した建物。省エネの推進、再生可能エネルギーの導入 再生可能エネルギーの導入 再生可能エネルギーの導入 再生可能エネルギーの導入などによりエネルギー消費量を正味ゼロにすることを指す。

【あ行】

◆インバータ

直流を交流に交換するための電源回路・装置。エネルギーを効率良く使うことができる。

◆うちエコ診断

環境省が実施している、各家庭の省エネルギー対策・地球温暖化対策を診断するサービス。各家庭のエネルギー消費量、二酸化炭素排出量に合わせた対策をうちエコ診断士が提案する。

◆エコドライブ

燃料消費量やCO₂排出量を減らすための運転技術や心がけ。ゆとりのある運転となるため、安全運転にもつながる。

◆エシカル消費

環境や人権に対して十分に配慮された商品やサービスを選択して買い求めること。

◆温室効果ガス

地球から宇宙への赤外放射エネルギーを大気中で吸収して熱に変え、地球の気温を上昇させる効果を有する気体のこと。二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）などがある。

【か行】

◆カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から、植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。2020（令和2）年10月、政府は2050（令和32）年までにカーボンニュートラルを目指すことを宣言した。

◆環境負荷の低い自動車（低公害車）

ハイブリッド自動車、EV車、プラグインハイブリッド自動車、FCV車、クリーンディーゼル自動車などの大気汚染物質（窒素化合物及び一酸化炭素、二酸化炭素など）の排出が少ない自動車。

◆間伐

森林環境を保全しながら木を育てていくために、成長していない木や、日光が入るために適度な間隔で木を伐採する作業。

【さ行】

◆再生可能エネルギー

自然界で起こる現象から取り出すことができる繰り返し使用可能なエネルギーのこと。具体的には、太陽光、水力、バイオマスエネルギーなどがある。

◆省エネ診断

エネルギー使用や設備・機器の管理などについて、省エネルギーの専門家が診断し、省エネルギー対策について改善の提案を行うサービス。家庭や中小企業などを対象とした無料の診断サービスもある。

◆小水力発電

「再生可能エネルギー」のひとつ。一般河川、農業用水、砂防ダム、上下水道などで利用される水のエネルギーを利用し、水車を回すことで発電する方法。厳密な定義はないが、出力1,000kW以下のものを「小水力発電」という。

◆食品ロス

売れ残りや食べ残しなどで廃棄されてしまう食品。日本では年間約570万トン捨てられており、国民

一人あたりに換算すると“お茶碗約1杯分(約124g)の食べ物”が毎日捨てられていることになる。

◆信州環境カレッジ

県民、NPO、企業、行政などの協働による全県的な取組。環境に関する県民の「学び」を拡大し、信州の美しく豊かな自然環境の保全や、持続可能な社会を支える人づくりを進める。

◆森林吸収量

森林が二酸化炭素を吸収する量。

◆スマートムーブ

日常生活においてマイカーを中心としている移動手段を見直し、CO₂の排出量削減を目指す取組。

【た行】

◆太陽光発電

「再生可能エネルギー」のひとつ。太陽の光エネルギーを直接電気エネルギーに変換し、CO₂排出ゼロの太陽電池を利用したクリーンシステム。

◆太陽熱利用

「再生可能エネルギー」のひとつ。太陽の熱を使って温水や温風を作り、給湯や冷暖房に利用するシステム。

◆脱炭素社会

温室効果ガスの実質的な排出量ゼロを実現する社会。

◆地中熱利用

「再生可能エネルギー」のひとつ。浅い地盤中に存在する低温の熱エネルギー。大気温度に対して、地中の温度は地下10~15mの深さになると年間を通して温度の変化が見られない。これを利用して効率的な冷暖房を行う。

◆デコ活

環境省が推進する「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称。二酸化炭素(CO₂)を減らす「脱炭素(Decarbonization)」と、環境に良い「エコ(Eco)」、そして日々の「活動・生活」を組み合わせた造語で、豊かで快適な生活を送りながら、同時にカーボンニュートラルの達成を目指すことを目的としています。脱炭素のための行動が、節約やゆとりを生み、生活を豊かにするものとして捉えられています。

【は行】

◆バイオマス

家畜排せつ物や生ごみ、木くずなど動植物由来の有機物資源のこと。エネルギーとしての利用が可能。このうち、木質バイオマスエネルギーとは、木材に由来する再生可能な資源からつくられたエネルギーのことで、まき、木炭、チップ、ペレットなどがある。

燃焼時に二酸化炭素を排出するが、成長過程で二酸化炭素を吸収しているため、二酸化炭素の排出量はゼロと見なされる。

◆排出係数

電気やガスなどのエネルギー消費量当たりの二酸化炭素排出量を表す数値。

◆バイナリー

バイナリーは、英語で「2つの」という意味を表します。バイナリー発電は、熱水や蒸気の力で、水

よりも沸点の低いアンモニア水やペンタン、代替フロンなどの作動媒体を沸騰させ、その蒸気でタービンを稼働させます。このとき、作動媒体を加熱した熱水や蒸気はもとに戻り、沸騰した作動媒体も冷却して再利用します。

◆パリ協定

2015（平成27）年にフランスのパリで開催された、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択された、2020（令和2）年以降の地球温暖化対策に関する国際的枠組。産業革命以前に比べて、世界の平均気温上昇を2℃以下に、できる限り1.5℃に抑えるという目標が示された。

◆4R（3R+リプレイス）

リデュース/ごみの発生抑制（Reduce）、リユース/再利用（Reuse）、リサイクル/再生利用（Recycle）の3つのイニシャルをとった循環型社会の構築のための考え方に、リプレイス/代替素材への転換（Replace）を加えて4Rの推進に取り組みます。

◆風力発電

「再生可能エネルギー」のひとつ。風の力を利用して風車を回し、風車の回転運動を電気に変換する発電方法。

◆プラスチックスマート

世界的な海洋プラスチック問題の解決に向けて、個人、自治体、NGO、企業、研究機関など幅広い主体が、連携協働して、取組を進めることを目的とした環境省のキャンペーン。